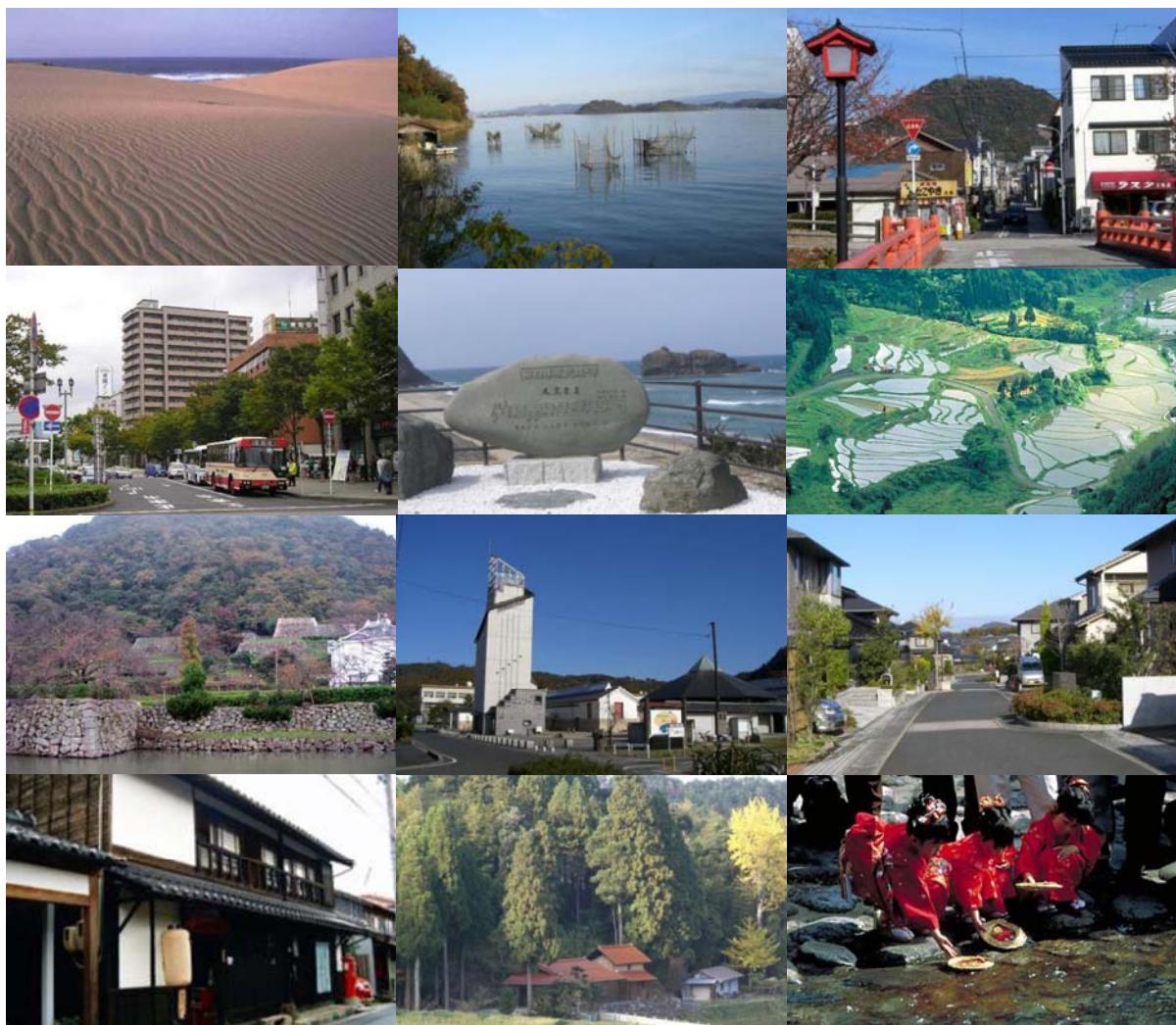


資料 6

鳥取市景観計画

～恵まれた自然環境と共生し、豊かな歴史・文化が息づく
生活交流都市・とっとり～



鳥 取 市

目 次

1. はじめに	1
1-1. 計画の背景	1
1-2. 計画策定の目的	1
2. 都市の概要	2
2-1. 都市の概況整理	2
2-2. 上位・関連計画の整理	4
3. 景観特性・課題の整理	7
3-1. 景観要素別の特性・課題の整理	7
3-2. 地域類型	11
3-3. 地域特性(景域)別の課題の整理	12
4. 市域全域における景観形成	30
4-1. 景観計画の区域	30
4-2. 良好な景観形成に関する方針	30
5. 景観形成重点区域における景観形成	36
5-1. 久松山山系景観形成重点区域	37
5-2. 湖山池景観形成重点区域	38
5-3. 因幡白兎景観形成重点区域	39
5-4. 鹿野城下町景観形成重点区域	40
6. 行為の制限に関する事項	41
6-1. 届出を要する行為及び規模要件	41
6-2. 主な行為制限一覧表	47
6-3. 市域全域(景観形成重点区域を除く)における行為の制限	48
6-4. 景観形成重点区域における行為の制限	50
7. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	61
7-1. 景観重要建造物の指定の方針	61
7-2. 景観重要樹木の指定の方針	61
8. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する 行為の制限に関する事項	62
9. 景観形成条例改正案の要旨	64
10. 適用	64

1. はじめに

1-1. 計画の背景

これまで、全国各地の多数の自治体では、自主的に景観形成条例を制定することにより、良好な景観形成への施策を実施してきましたが、これらの条例には法的な根拠がないため、なかなか実効性を伴った取り組みができないという実態がありました。こうした背景を受けて、平成16年12月、我が国ではじめての景観に関する総合的な法律である景観法が施行されました。

景観法では、都道府県と中核市は自動的に景観行政団体となりますし、その他の市町村は都道府県と協議し、同意を得られれば景観行政団体となることができると規定しています。このことは「やる気のある市町村を支援する」と言い換えることもでき、市町村がさまざまな事業制度を活用して景観施策を行っていくためには、景観行政団体となり景観計画を定めることが不可欠です。

また、これまで景観形成条例等によって独自の施策を進めていた市町村では、景観法に基づく委任条例に移行させることで実効性を高めることができることが期待されます。

さらに計画づくりや計画の推進にあたっては、住民、事業者、行政の協働によって景観形成を図ることが必要です。

1-2. 計画策定の目的

鳥取市は、平成16年11月1日、周辺8町村の国府町、福部村、河原町、用瀬町、佐治村、氣高町、鹿野町、青谷町と歴史的な合併を行い、山陰最大の20万都市として新たにスタートしました。平成18年3月には、合併前の9市町村の歴史・文化・まちづくりを継承し、地方自治新時代にふさわしい自立した自治体として、『人が輝き　まちがきらめく　快適・環境都市　鳥取』を新市の将来像に掲げ、第8次鳥取市総合計画が策定されました。この計画では、本市の将来像の実現に向けて、「個性を活かしたまちづくり」、「連携・交流による活力にあふれるまちづくり」、「市民が主役の協働によるまちづくり」、「自己決定による自立したまちづくり」、「世界と手を結び未来へ飛躍する夢のあるまちづくり」をまちづくりの原則としています。また、同年5月に策定された鳥取市都市計画マスターplanにおいて、市街地(都市)と田園地域(農村)が融合した「新・生活交流都市(ハーモニーシティ)」の創造を目指すこととしています。

「鳥取市景観計画」は、総合計画や都市計画マスターplan、環境基本計画等に示される様々な景観施策の具体化、実現に向けての施策の展開方針を示すものです。また、「鳥取市景観計画」を広く市民・事業者に公表することにより、個性あふれる鳥取市の景観を守り、育て、創り、次の世代へ伝えていくための総合的、計画的な指針（方針、新しい制度や仕組み）として活用していくことを目的とします。

2. 都市の概要

2-1. 都市の概況整理

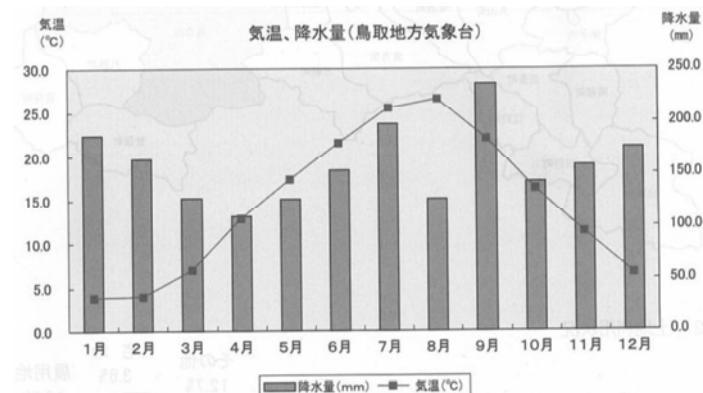
(1) 概況の整理

① 位置と地勢

鳥取市は、鳥取県の東北部に位置し、北は日本海に面し、東は岩美町および兵庫県、西は湯梨浜町および三朝町、南は若桜町、八頭町、智頭町および岡山県と接し、県庁所在都市として鳥取県東部広域圏の中心都市となっています。市の総面積は 765.66 km²で鳥取県の約 21.8% を占めています。

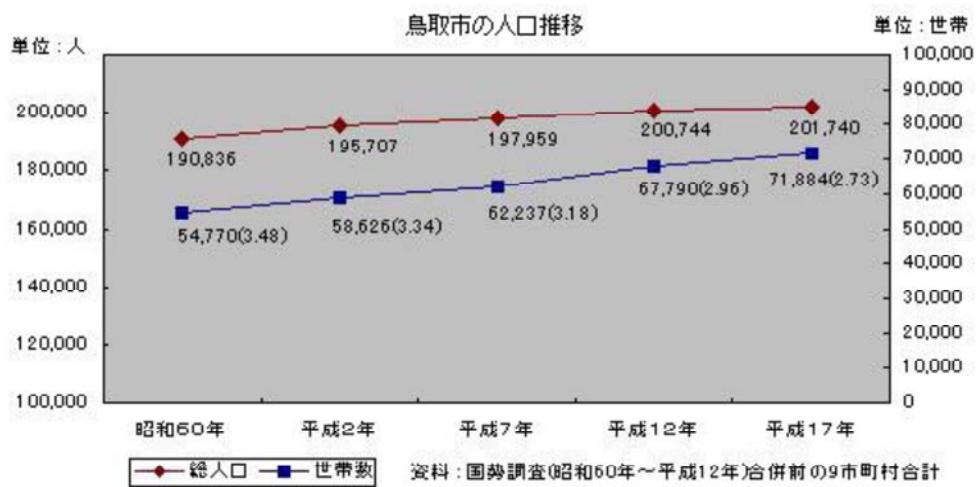
② 気象

本市の気候は、日本海岸気候区に属し、1971年～2000年の年平均気温は 14.6°C、平均年間降水量は 1,897.7mm となっています。



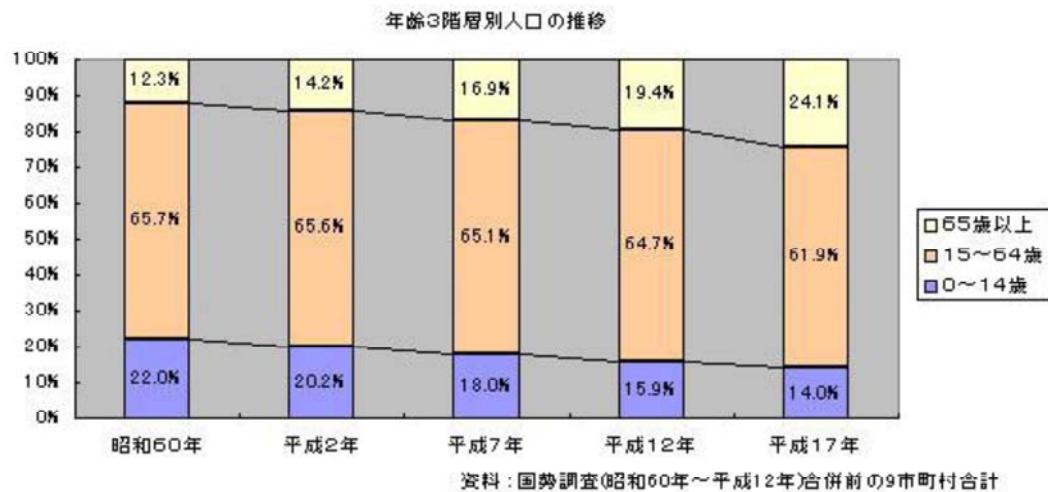
③ 人口と世帯

平成 17 年の国勢調査によれば、総人口は 201,740 人で平成 12 年の前回調査より 0.5 ポイント増加しています。総世帯数も 71,884 世帯と前回より 6.0 ポイント増加しています。また、平成 17 年の世帯数、世帯人員を平成 12 年と比較すると、世帯で 4,094 世帯増加するものの、1 世帯あたりの世帯人員は 0.23 人減少するといった核家族化が進行しています。



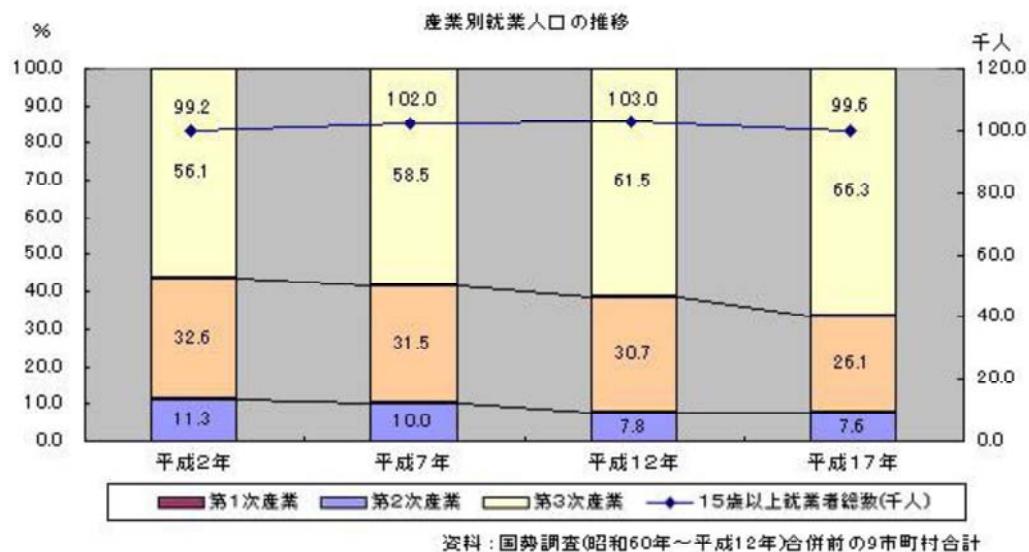
④年齢別人口

平成17年の国勢調査によれば、65歳以上の高齢化率は24.1%と平成12年の調査時より4.7%増加しており、今後高齢化が一層進展することがうかがえます。



⑤産業

本市の産業別就業人口割合について、第3次産業は年々増加傾向にあります。しかし、その一方で、第1次産業の割合は減少傾向にあり、特に高齢化や後継者不足の進展に伴い、その対策が求められます。



2-2.上位・関連計画の整理

(1)景観計画の概要

景観計画は、景観法の基本となる仕組みであり、景観行政団体がその考え方を示し、区域を定めて一定の行為に対して景観形成上の基準を設けていくものです。景観計画では、建築物の建築等の一定の行為に対する届出・勧告に加えて、あらかじめ条例で定めた場合に建築物や工作物のデザインや色(形態意匠)に対して変更命令が出せるようになりました。また、景観法は、国土交通省、農林水産省、環境省が三省共同で所管している法律のため、常に広いエリアでの適用が可能となります。このため、基本的には、現在地方公共団体において運用されている景観条例の多くが、法に基づく景観計画へと移行していくことが想定されます。

【景観計画に定める事項】

必須事項

- 景観計画区域
- 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針
- 良好的な景観の形成のための行為の制限に関する事項
- 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針
(当該景観計画区域内にこれらの指定の対象となる建造物又は樹木がある場合に限る。)

選択事項

- 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項
- 景観重要公共施設の整備に関する事項
- 景観重要公共施設の占用等の基準
- 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項
- 自然公園法の許可の基準

景観協議会

行政、住民、公共施設管理者などが協議を行い、景観に関するルールづくりを行う。



ソフト面の支援

景観整備推進機構

NPO 法人や公益法人を景観行政団体の長が指定

景観重要建造物・樹木の管理、耕作放棄地等の利用権の取得等を行う。



景観計画区域 (都市計画区域外でも指定可能)

- 建築物の建築等に対する届出・勧告を基本とするゆるやかな規制誘導
- 建築物・工作物のデザイン・色彩について、条例を定めることにより変更命令が可能
- 「景観上重要な公共施設」の整備や「電線共同溝法」の特例
- 農地の形質変更等の規制、耕作放棄地対策の強化、森林施業の促進

景観協定

住民合意によるきめ細やかな景観に関するルールづくり



景観地区 (都市計画)

- 都市計画の手法を活用して、より積極的に良好な景観の形成を図る地区について指定
- 建築物や工作物のデザイン・色彩、高さ、敷地面積などについての初めての総合規制
- 廃棄物の堆積や土地の形質変更などについての行為規制も条例に定めることにより可能



景観重要建造物・樹木

景観上重要な建築物・工作物・樹木を指定して積極的に保全



規制緩和措置の活用

屋外広告物との連携

住民や NPO 法人による提案制度

図. 景観法のスキーム

(2)第8次鳥取市総合計画

【鳥取市の将来像】

「人が輝き まちがきらめく 快適・環境都市 鳥取」

【まちづくりの5つの原則】

1. 「個性」を活かしたまちづくり
2. 「連携・交流」による活力にあふれるまちづくり
3. 市民が主役の「協働」によるまちづくり
4. 自己決定による「自立」したまちづくり
5. 世界と手を結び未来へ「飛躍」する夢のあるまちづくり

【まちづくりの基本政策】

1. 明日を担う人づくりとコミュニティを中心とした地域づくり
2. 自然と社会が調和した環境づくりと安心でいきいきとした暮らしづくり
3. 交流と文化によるまちのにぎわいづくりと地域を支えるものづくり
4. 効率的で質の高い市役所づくりと地域の特性を活かした計画的なまちづくり

【景観施策の展開】

第1節 自然と社会が調和した環境づくり

第5 自然と調和する都市景観の形成

■都市的土地区画整理事業

- 「鳥取市都市計画マスタープラン」による総合的・計画的な都市づくりの推進
 - ・都市構造・都市空間の形成や土地利用の基本的な考え方、良好な都市環境の形成など、都市の将来像を明らかにします。 等
- 人と自然にやさしい緑景観のまちづくりの推進
 - ・「鳥取市緑の基本計画」を策定し、緑地の保全や緑化を総合的に推進します。 等
- 景観法、景観形成条例等に基づく良好な景観形成の推進
 - ・「鳥取市景観計画」を策定し、景観形成を総合的・計画的に推進します。 等
- 土地区画整理事業の実施
- 道路、公園等の都市施設の整備
- 「(仮称)鳥取市土地利用条例(まちづくり条例)」の策定に向けた調査・検討

■自然的土地区画整理事業

- 集落の保全や形成の推進

(3)鳥取市都市計画マスターplan

【都市の将来像】

「環境・文化・交流」拠点都市・とっとり
～個性ある新・生活交流都市(ハーモニーシティ)をめざして～

【都市づくりの基本方針】

1. にぎわいと活力ある都心の再生とうるおいのある生活空間の実現（市街地）
2. 自然と共生したゆとりのある田園生活空間の創造（田園地域）
3. 豊かな自然環境・景観、地域に根づいた伝統文化の保存・伝承と創造
4. 地域産業の振興と交流・連携を促進する都市基盤づくり
5. 安全・安心でいきいきとした地域づくり

【都市景観形成の方針】

○地域特性に応じた景観計画の策定

ア) 良好的な自然景観の保全・育成

- ・鳥取砂丘や千代川をはじめとする豊かな自然資源は、積極的な保全を図ります。
- ・これらの自然資源を活用し、緑化や親水空間の整備、清掃活動等を推進することで、さらなる良好な景観の育成を図ります。

イ) 歴史的資源を活かした景観形成

- ・歴史的たたずまいのある旧城下町の街なみや、歴史的・文化的建造物の保全を図ります。
- ・歴史的資源の改修・復元により、魅力ある景観の再生を図ります。

ウ) 都市と田園が調和した景観形成

- ・市街地外縁部では、都市と自然環境・田園環境が調和した土地利用の誘導を図り、美しい農村景観の保全育成を図ります。

エ) 美しい公共空間の形成

- ・街路樹による道路の緑化や電線類の地中化などを推進し、美しい道路景観の形成を図ります。
- ・公共建築物や駅前・バス停などの交通施設では、地域性に配慮したデザイン設計や緑化を推進し、個性ある景観づくりを進めます。

オ) 良好的な景観形成に向けたルールづくり

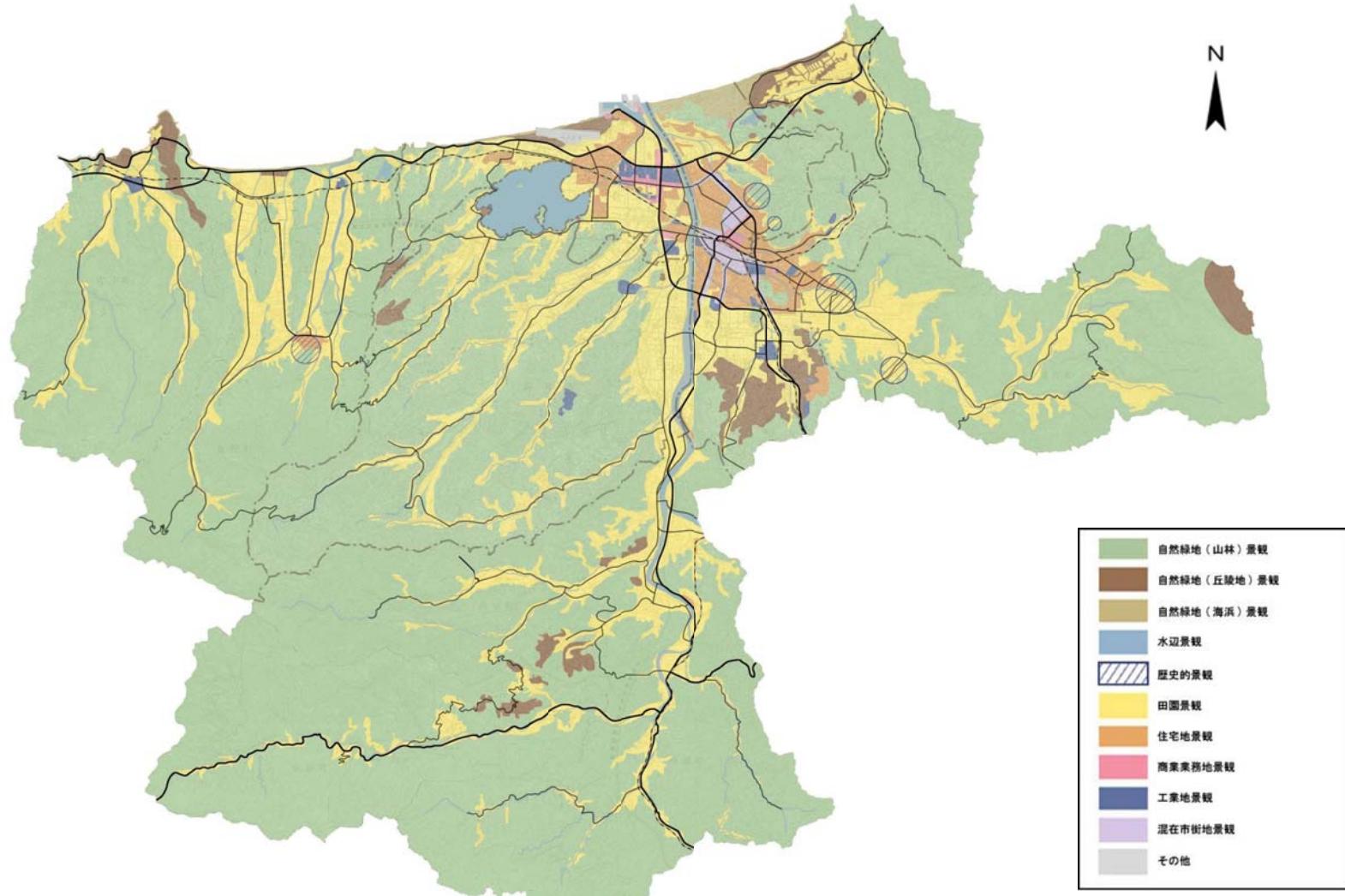
- ・より積極的に景観の形成や誘導を図るべき地区や特定の建築物については、景観地区や景観重要建造物・景観重要樹木の指定を検討し、行為規制等を行います。
- ・地域特性や市民との協働による良好な環境づくりを行うため、土地利用条例(まちづくり条例)や景観協定の策定に向けた調査・検討を進めます。
- ・地区計画や建築協定、緑地協定の導入を進め、ゆとりある緑豊かな都市景観の形成を図ります。

3. 景観特性・課題の整理

3-1. 景観要素別の特性・課題の整理

(1) 景観要素の分類

本市の景観は、田園や丘陵地、山並み、海浜などが織りなす自然的な景観と、商業・業務地や住宅地などの市街地で構成される都市的な景観に類型できます。自然的景観は地形や地勢から「山林」、「丘陵地」、「海浜」、「水辺」、「田園」に、また都市的景観は、土地利用等の状況から「住宅地」、「商業・業務地」、「工業地」にそれぞれ分類できます。これに加えて、歴史的たたずまいのある旧城下町や歴史的資源が集約したエリアを「歴史的景観地区」として位置づけます。



①自然緑地景観

千代川河口の東には、日本最大の砂丘として知られる鳥取砂丘があり、自然によって造りだされる幻想的な風紋やすり鉢が人々を魅了し、年間約 220 万人の観光客が訪れます。一方、河口から西に広がる海浜部には、ハマナス自生南限地帯でもある白兎海岸、白砂の美しい浜村海岸など風光明媚な砂浜の海岸線が続き、夏には多くの海水浴客でにぎわいます。また、中心市街地には、地域のランドマーク（土地の目印）として久松山がそびえ、周辺の山並みと相俟って市街地景観を豊かに保っています。市街地外縁部には、比較的なだらかな丘陵状の山地が形成され、その背後には急峻な山々が重層的に連なり、深い緑と滝や渓谷が織り成す景観が美くし、四季を通じて豊かな自然景観を創出しています。



②水辺景観

市内には、鳥取県三大河川の一つである千代川（流域面積では県最大、長さは県内で 2 番目の河川）があります。千代川は、その源を鳥取県八頭郡智頭町の沖ノ山（標高 1,319m）に発し、佐治川、八東川、袋川等の支川を合わせて鳥取平野を北流し日本海に注いでいます。千代川流域では、旧暦三月三日に行われる「流しひな」をはじめとした伝統行事の他、花火大会、アユ祭り等、様々なイベントが開催されるとともに、健康・癒し、環境学習の場としても広く市民に活用されています。



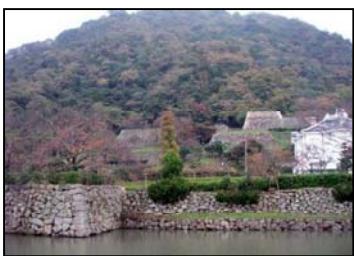
鳥取平野の西側には、日本一の広さを誇る湖山池があり、市民の身近なレクリエーションの場となっています。湖山池西岸では、全国的に珍しい石がま漁が行われ、ウナギやコイ、アマザキ、寒ブナなど珍味の宝庫になっています。また、防己尾城跡からの湖山池の眺めは「因幡八景」に描かれるほどで、かつては因幡圏内でも有数の景勝地であったことがうかがえます。



③歴史的景観

本市には、鳥取城跡、鹿野城下町、因幡国守跡をはじめ、数々の名所旧跡が当時の面影を残しています。豊臣秀吉の兵糧攻めで有名な鳥取城は、戦国大名山名氏が築いた城で、今も残る山門や石垣などが当時を偲ばせており、春には桜の一大名所として多くの見物客でにぎわいます。

また、鹿野は、亀井茲矩によって営まれた城下町であり、町割りは今も残っており、武家屋敷のあった殿町、商人町の上町・下町、職人町の紺屋町など、城下町の面影を現在に伝えています。



④田園景観

農業は、本市の基幹産業のひとつであり、市域郊外にのどかな田園風景が広がっています。田植え、草取り、実りの秋までそれぞれの時期に異なる表情をみせる田や畑の景観は、鳥取市の原風景といえます。また、果実の生産風景や、山間部を中心とした酪農風景など多様な「農」のある景観が感じられるのも特徴的です。鳥取砂丘の東側では、砂地を利用したラッキョウの栽培が行われており、10月下旬には赤紫色の花を咲かせ、個性的な景観を生み出しています。



⑤道路景観

道路は、都市の骨格となる幹線道路から区画道路まで体系的なネットワークを形成し、主要な公共空間として街なみ景観の形成に大きな影響を与える要素のひとつとなっています。

本市の道路網構成は、国道9号、国道29号及び国道53号が、都市間交通の主要な動線になっています。また、県東部地域住民の長年の悲願である鳥取自動車道(鳥取県側)の開通が平成21年度に見込まれるとともに、山陰道、鳥取豊岡宮津自動車道の整備進展に伴い、交流・物流の拠点として、さらなる発展が期待されます。

市街地内では、商業施設等の看板などが視線に入ってきやすいため、久松山への良好な山あて景観の保全や、周辺景観との調和などが特に求められます。また、街路整備事業等により街路樹が整備された路線では、緑豊かで良好な道路沿道景観が形成されています。



⑥住宅地景観

本市の住宅地区は、市街地中心部の住宅地、その周辺の市街地内の住宅地、郊外の農家住宅等を中心とした住宅地に区分されます。

市街地中心部では、土地利用の混在により住宅以外の建築物の居住環境への配慮が求められるとともに、周辺部の住宅地では、街区の整形や公園等の整備により生活環境の向上を図る必要があります。また、土地区画整理事業により整備された住宅地や郊外の住宅地では、緑豊かな住宅地景観を保全していく必要があります。



⑦商業業務地景観

鳥取藩32万石の城下町として栄えた鳥取市は、県都、観光都市の二つの顔を持ち、政治・経済・文化の中心地として拡大を続けてきました。その中枢を担うのが、JR鳥取駅を中心としたエリアであり、商業・行政・業務施設が集積した市街地を形成しています。しかし、都市の外延化や郊外の大型店等の進出によって、空き店舗や空き地が目立つなど商業活動が停滞し、中心市街地としての都市機能が衰退している状況にあります。このため、にぎわいと活気に満ちた都市の活力と風格を高める商業業務地景観への転換が、課題になっています。



⑧工業地景観

山陰地方で第1位の工業生産を誇る本市の工業地には、現在分譲中の新津ノ井工業団地をはじめ、布袋工業団地、高浜工業団地等があります。工業団地によっては、敷地周辺の緑化が十分でないなど環境整備の充実が望まれる区域もあります。



⑨公園緑地景観

本市には、山陰海岸国立公園、氷ノ山後山那岐山国定公園、西因幡県立自然公園をはじめとする豊かな自然公園が数多くあります。また、街区公園や近隣公園等の都市計画公園も、市街地の良好な景観を維持する上で重要な役割を担っています。

なかでも、湖山池の東側に位置する布勢総合運動公園は、昭和60年の国体、平成7年の全国高校総体のメイン会場としても利用されており、運動施設以外にも、広場や桜の園など、自然にふれあえる施設も豊富で、心身共にリフレッシュすることができます。



⑩その他景観

その他本市を特徴づける景観として、鳥取温泉、吉岡温泉、鹿野温泉、浜村温泉等、温泉街周辺の景観があります。現在は、日帰りの温泉利用施設等、観光客や地域住民のやすらぎの場として利用されている他、温泉を中心に、関西・山陽側からの玄関口として都市部からの交流人口を見込んだ長期滞在型の観光地づくりが進められています。



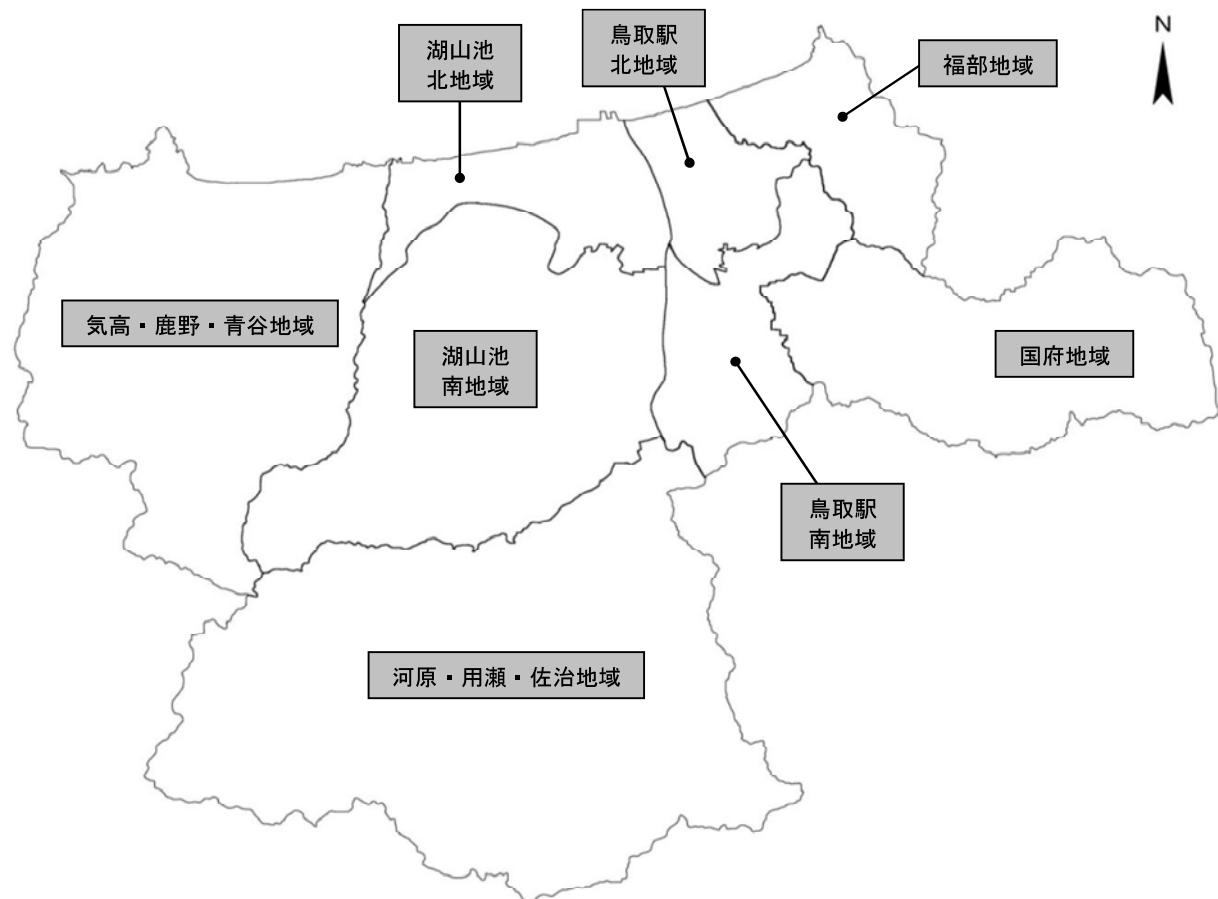
3-2 地域類型

景観計画では、地域特性や課題に即して景観形成を図ることが基本になります。本計画では、地域的なまとまり・つながり、地理的形状、自治会区等とともに、鳥取市域を以下の8つの地域類型に区分し、各地域において個性と工夫のある景観形成の取り組みを目指すこととします。

◆地域類型

- ①福部地域
- ②国府地域
- ③鳥取駅北地域
- ④鳥取駅南地域
- ⑤湖山池北地域
- ⑥湖山池南地域
- ⑦河原・用瀬・佐治地域
- ⑧気高・鹿野・青谷地域

◆地域類型図



3-3. 地域特性(景域)別の課題の整理

(1) 福部地域

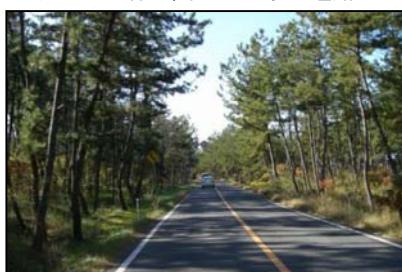
①現況特性

- ・鳥取砂丘一帯は山陰海岸国立公園に指定されており、福部町においては砂丘西部の一部が特別保護地区に指定されています。
- ・鳥取砂丘の東側では、砂丘地の特性を活かしたラッキョウ栽培が盛んで、10月下旬には赤紫色の花を咲かせ、個性的な景観を演出します。
- ・南側の山地は、緩やかに海岸まで延びており、谷あいの小河川に沿って集落が形成されています。
- ・海岸部には、砂丘、岩戸の2つの海水浴場があり、海水浴シーズンには多くのレジャー客でにぎわいます。
- ・西端に位置する多鯰ヶ池は県下一の透明度を誇り、当該地には往時の人々の様子を偲ばせるお種伝説が残されています。
- ・鳥取豊岡宮津自動車道（国道9号駒馳山バイパス）の整備進展に伴い、交流・物流の拠点として、さらなる発展が期待されます。

②主な景観特性・景観資源、公共公益施設等

自然資源	山陰海岸国立公園／鳥取砂丘／ラッキョウ畑／梨園／多鯰ヶ池／岩戸海水浴場／砂丘海水浴場／クロマツやシイの山林
歴史資源	歴史資料館／坂谷神社／粟谷遺跡
公共公益施設等	福部町総合支所／福部町ほっとスイミングプール／福部砂丘温泉ふれあい会館／オアシス広場

■クロマツ林に囲まれた砂丘道路



■福部町ほっとスイミングプール



■鳥取砂丘内の土産物屋



■岩戸海岸



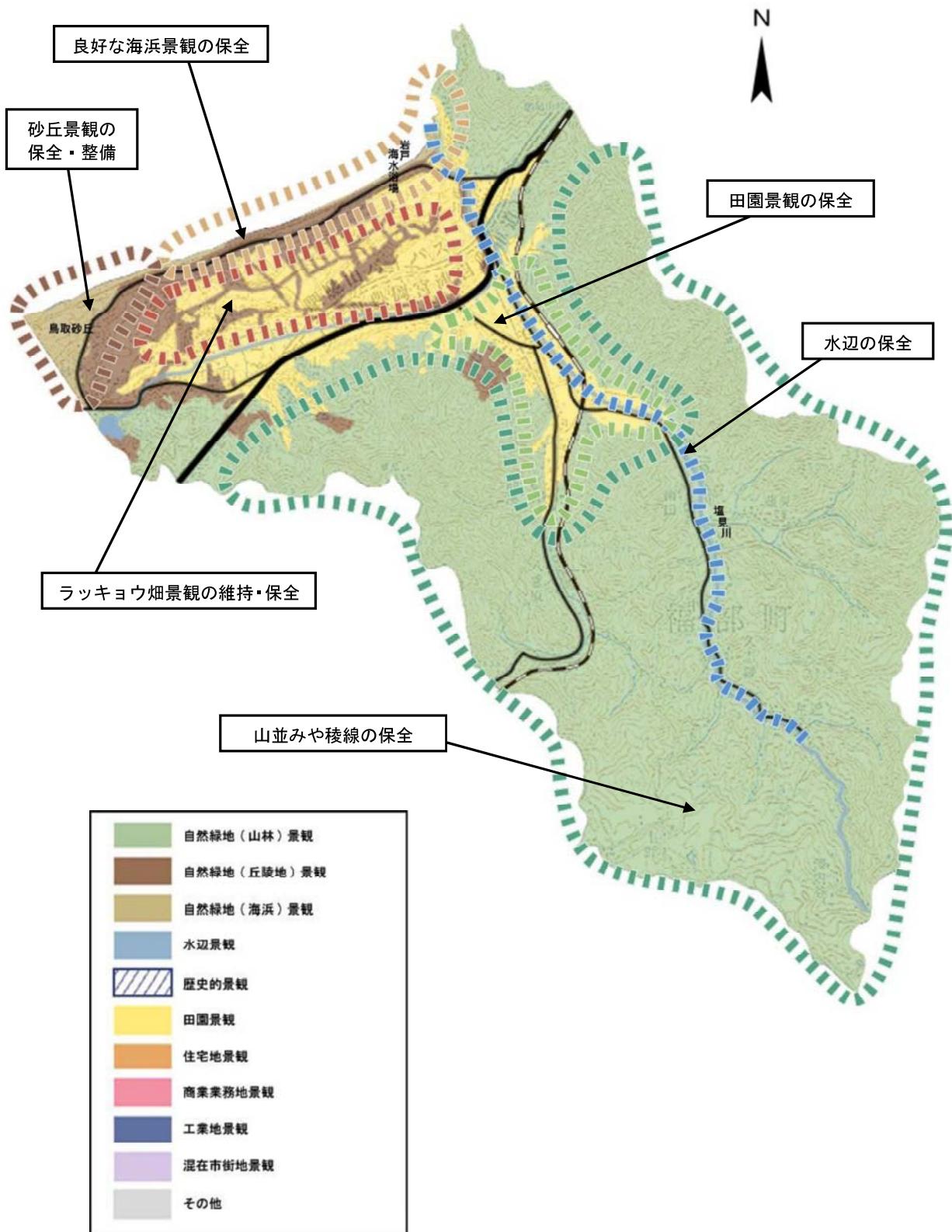
■ラッキョウ畑の色鮮やかな景観



■道路沿いに広がる田園景観



③課題図



(2) 国府地域

①現況特性

- ・国府町は、奈良・平安・鎌倉時代に因幡の国の国府が置かれた地で、古くから歴史的にも文化的にも栄えてきました。
- ・町内には、梶山古墳、岡益の石堂など貴重な史跡・文化遺産が多く残り、県内屈指の歴史の町として位置づけられています。また、因幡万葉歴史館を中心として歴史をテーマにした文化活動や催しが度々繰り広げられています。
- ・鳥取市街地に隣接する西部水田地帯は、穀倉地帯として、また野菜生産地として古くから名を成しており、優良農地を中心とした田園景観が広がっています。
- ・国府平野からは因幡三山を眺望でき、それぞれが独立したランドマークになっています。
- ・県境に位置する扇ノ山は、国定公園の指定を受けており、良好な自然環境がみられる多様な野生生物の生息地になっています。
- ・扇ノ山の稜線上には、河合谷高原が広がり、広大な台地を利用して、放牧や高原野菜の栽培が行われています。
- ・深い峡谷をなす谷部には、日本の滝 100 選に選ばれた雨滝をはじめとして多くの滝がみられます。
- ・平成 23 年度の完成を目指して、殿ダムの建設事業が進行中であり、水害や水不足から生活を守るため、また地域発展に貢献するダムとして期待されています。

②主な景観特性・景観資源、公共公益施設等

自然 資 源	雨滝／河合谷高原／氷ノ山後山那岐山国定公園／扇ノ山
歴 史 資 源	因幡国庁跡／宇倍神社／池田家墓所／梶山古墳／岡益の石堂／柄本廃寺跡／因幡の傘踊り／麒麟獅子舞
公共公益施設等	国府町総合支所／因幡万葉歴史館

■因幡万葉歴史館



■自然豊かな袋川の水辺景観



■平野部に広がる優良農地



■宇倍神社



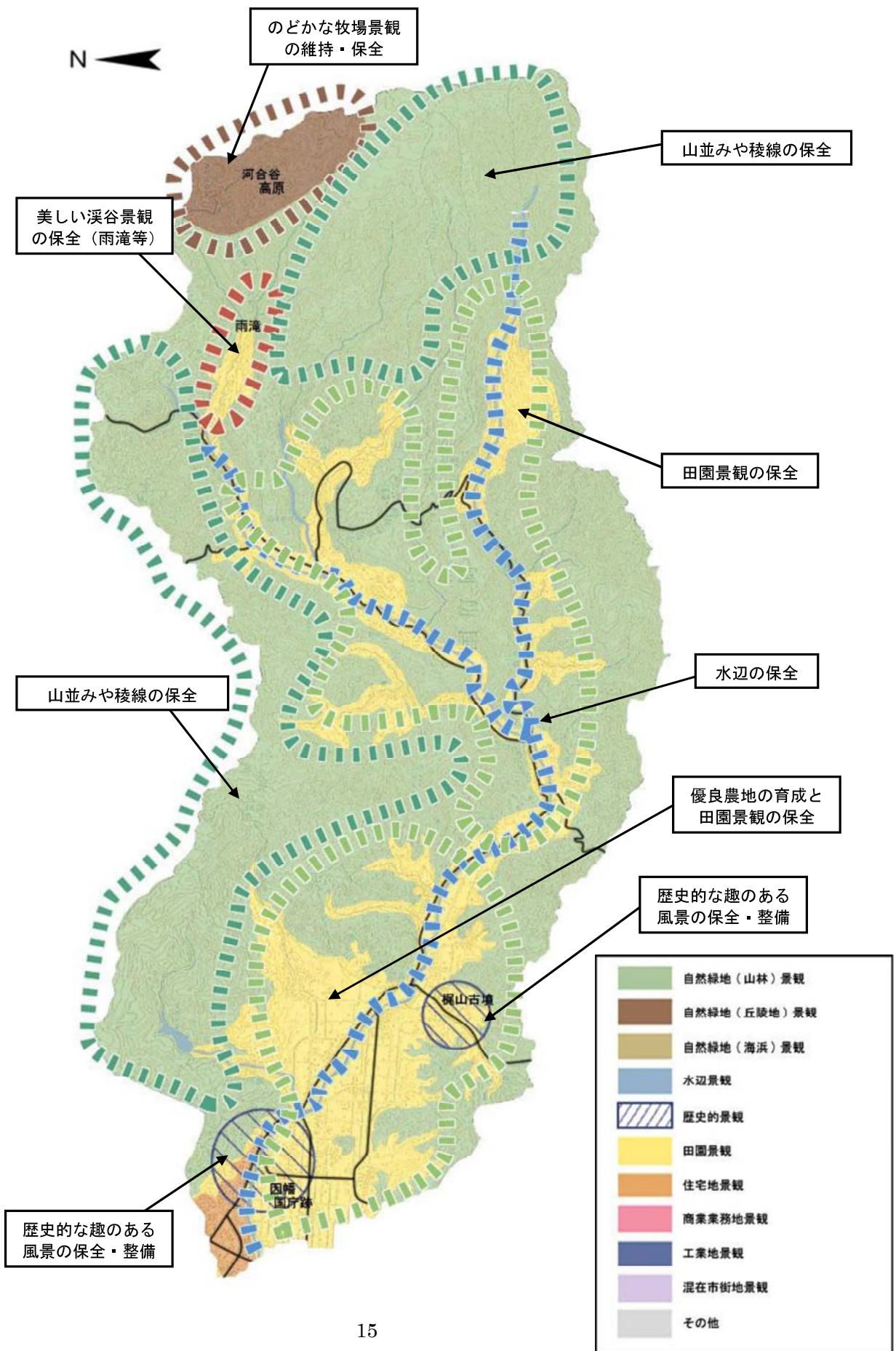
■岡益の石堂



■山里集落の景観



③課題図



(3) 鳥取駅北地域

①現況特性

- ・城下町として古くから発展してきた市街地で、鳥取城跡や仁風閣等の歴史資源の他に、久松山や樗谿神社社叢等の自然資源が多く残っています。
- ・地域の北部には、鳥取砂丘や多鯰ヶ池、千代川の河口水域、重箱など豊かな自然があります。
- ・駅周辺には、商業、業務、行政機能が集積し、鳥取の中心市街地を形成しています。しかし、空き店舗や空き地が増大しており、都心のにぎわい再生が大きな課題になっています。
- ・千代川河口の東に広がる鳥取砂丘には、雄大な砂丘地形とともに、他では見られない珍しい植物や生物等の自然資源が豊富にあります。
- ・樗谿神社や本陣山を含む久松山周辺は「久松山山系景観保全地域」として市景観形成条例による景観形成地域に指定されています。
- ・J R 鳥取駅東側の繁華街に位置する鳥取温泉は、県庁所在地に湧く全国でも珍しい温泉で、鳥取観光の拠点として利用されています。

②主な景観特性・景観資源、公共公益施設等

自然資源	鳥取砂丘／久松山／本陣山／千代川／鳥取平野／鳥取温泉／多鯰ヶ池／袋川
歴史資源	鳥取城跡／仁風閣／摩尼寺／樗谿神社／観音院庭園／興禪寺庭園
公共公益施設等	J R 鳥取駅／鳥取県庁／鳥取市役所／鳥取県民文化会館／鳥取中央郵便局／県立中央病院／赤十字病院／鳥取砂丘こどもの国／鳥取県立博物館／わらべ館／やまびこ館／渡辺美術館／鳥取商工会議所

■千代川河口付近の状況



■鳥取城跡



■J R 鳥取駅周辺の状況



■久松山への山あて景観



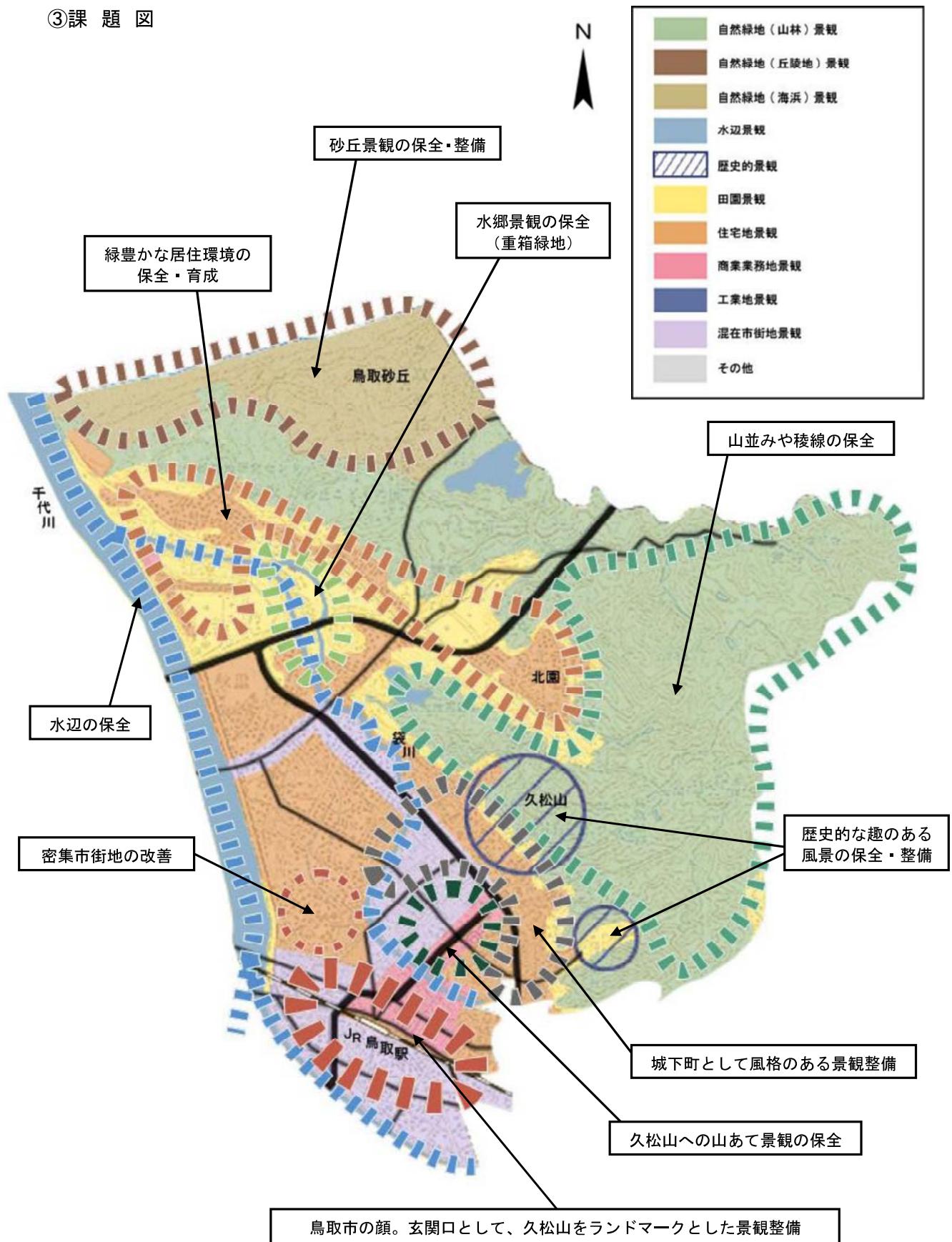
■市街地に潤いをもたらす河川景観



■ケヤキ並木による緑豊かな街路景観



③課題図



(4) 鳥取駅南地域

①現況特性

- ・地域の中央部には、千代川と周辺集落、生産地風景が織りなす広大な田園景観が形成されています。
- ・東側に位置するつのいニュータウンは、歩行者と車の共存道路、電柱・アンテナのない広々とした青空が特徴的な住宅街で、平成11年度には都市景観大賞「都市景観100選（建設大臣賞）」を受賞しました。
- ・JR因美線の西側に位置する津ノ井工業団地は、本市を代表する電機・電子・金属関係企業が約50社立地し、およそ1,800人が働く工業生産の拠点となっています。

②主な景観特性・景観資源、公共公益施設等

自然資源	千代川／新袋川／鳥取平野／稻葉山／面影山／大路山／八坂山
歴史資源	倉田八幡宮
公共公益施設等	つのいニュータウン／鳥取環境大学／市立病院／鳥取市営バードスタジアム／倉田スポーツ広場

■つのいニュータウン



■鳥取環境大学



■河川敷を利用した倉田スポーツ広場



■空山山頂の風力発電施設



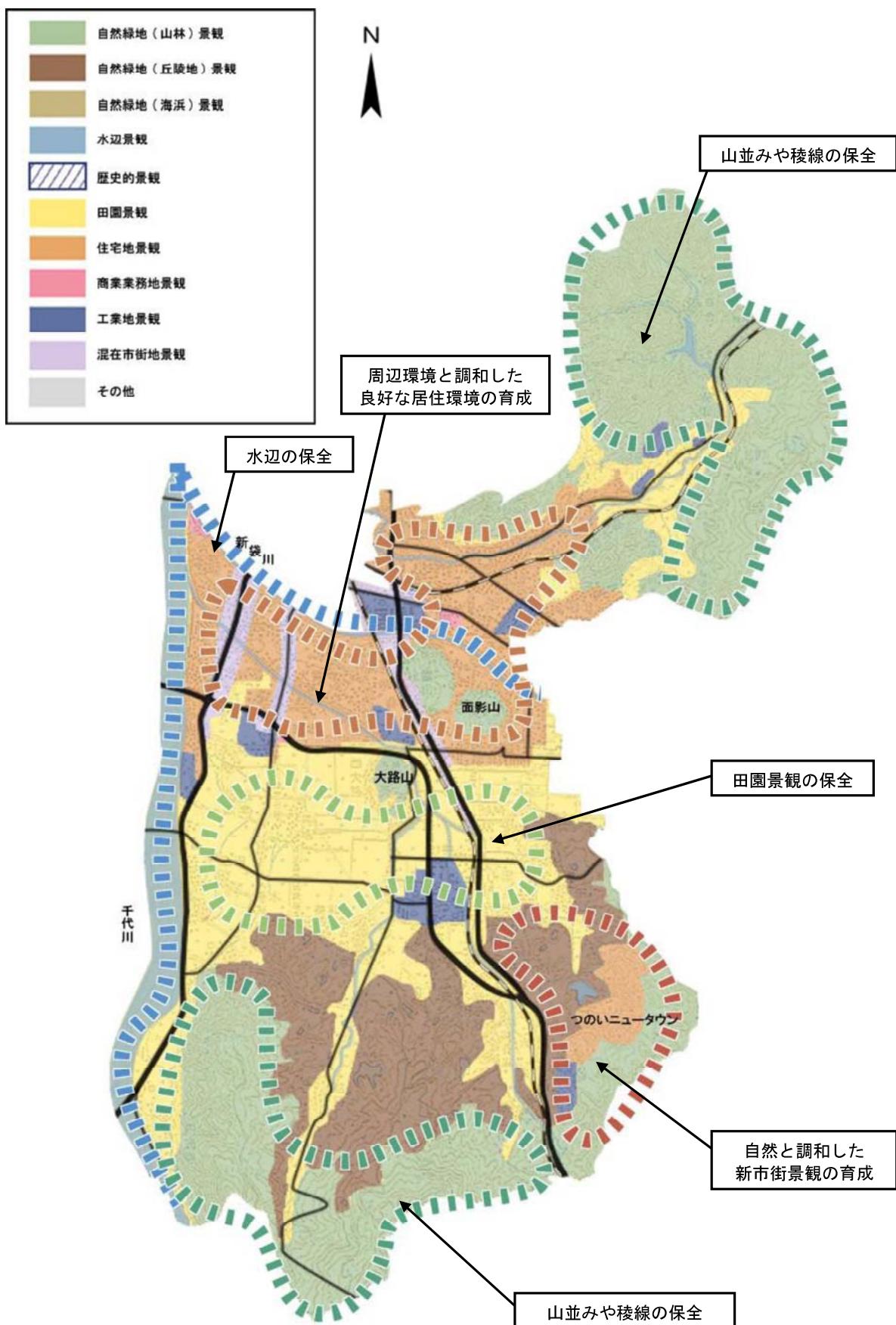
■津ノ井工業団地



■千代川以東の田園景観



③課題図



(5) 湖山池北地域

①現況特性

- ・海岸線には、ハマナス自生南限地帯でもある白兎海岸をはじめ、白砂青松の風光明媚な砂浜が続き、夏には多くの海水浴客でぎわいます。
- ・白兎海岸は、平成 19 年 10 月から市景観形成条例により「因幡白兎景観形成地域」に指定されています。
- ・湖山池周辺は「湖山池景観保全地域」として、市景観形成条例による景観形成地域に指定されています。
- ・独特の湖沼景観をなす湖山池には、自然風景が多く残り、市民のレクリエーションの場として親しまれています。
- ・千代川河口から白兎海岸にかけて西に広がる海浜地区には、国道 9 号や鳥取港、鳥取空港等が位置し、鳥取市の玄関口になっています。
- ・八千代橋から湖山方面にかけての沿道には、多数の郊外型店舗が隣立しています。また、千代水地区には、土地区画整理事業によって大規模商業施設が立地するなど商工業の集積地になっています。
- ・鳥取港周辺は、マリンピア賀露として、新鮮な海の幸の買い物・学習・食事などを楽しめるスポットになっています。

②主な景観特性・景観資源、公共公益施設等

自然 資 源	千代川／白兎海岸／湖山池／鳥取平野／ハマナス(白兎海岸付近)
歴 史 資 源	賀露神社／白兎神社／桂見遺跡／石がま漁／湖山長者伝説
公共公益施設等	鳥取港／鳥取空港／鳥取大学／布勢総合運動公園／とつとり出会いの森／道の駅 神話の里白うさぎ／とつとり賀露かにっこ館／マリンピア賀露

■白兎海岸



■湖山池



■道の駅 神話の里白うさぎ



■沿道に面する郊外型店舗群の状況



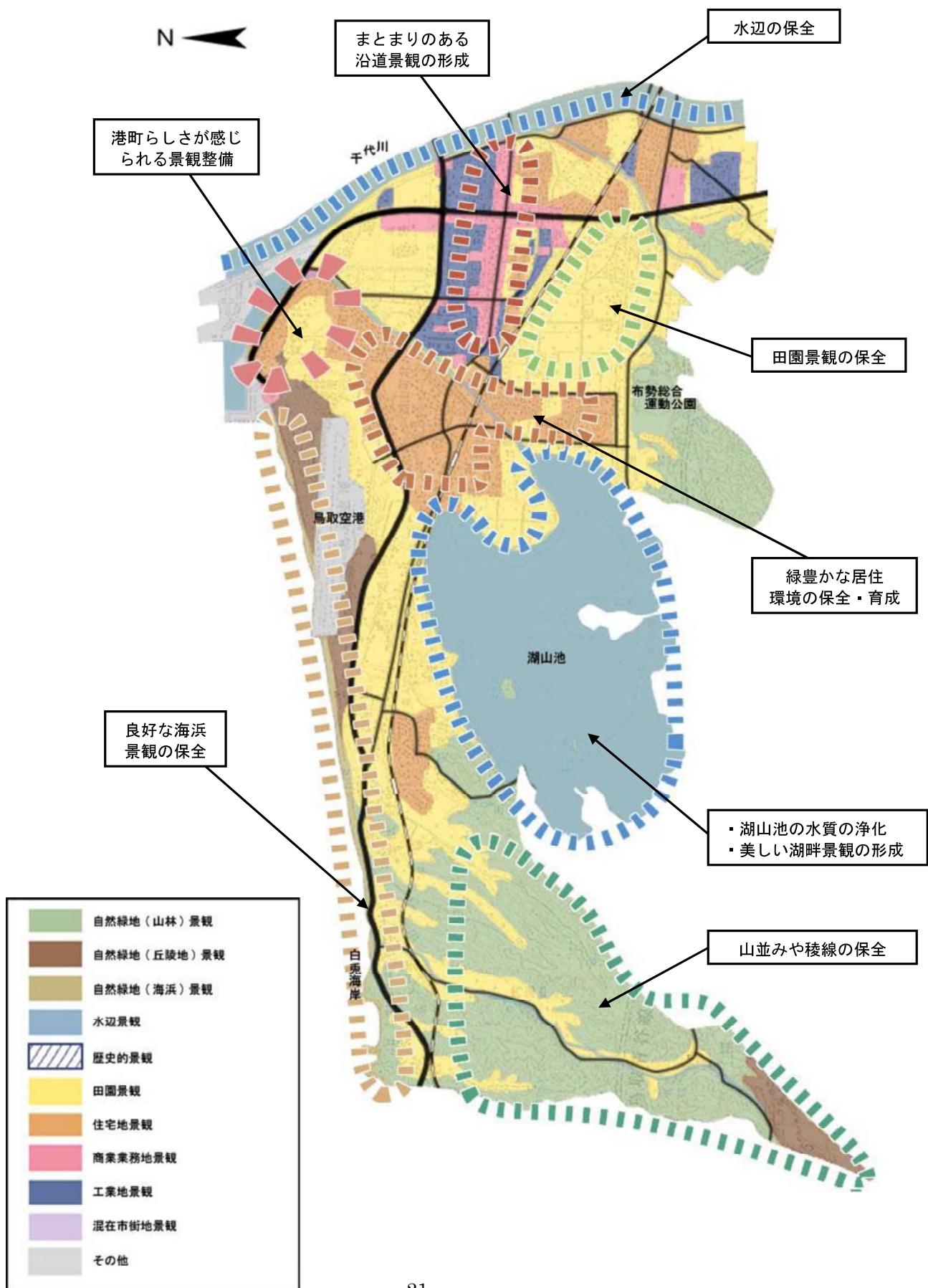
■マリンピア賀露



■鳥取港（賀露地区）の風景



③課題図



(6) 湖山池南地域

①現況特性

- ・独特的な湖沼景観をなす湖山池には、自然風景が多く残り、市民のレクリエーションの場として親しまれています。また、池の周辺部には、防己尾城跡等の歴史的な史跡が位置しています。
- ・湖山池周辺は「湖山池景観保全地域」として、市景観形成条例による景観形成地域に指定されています。
- ・千代川周辺には、稲作地域が多く、田んぼの中に集落が点在し、のどかな田園風景を形成しています。
- ・千代川支流に沿って、比較的なだらかな丘陵状の山地が続き、里山と集落の織りなす美しい山村景観が形成されています。
- ・吉岡温泉は、岩井・勝見とともに因幡三湯のひとつとして古くから栄えるとともに、ホタルの里としても知られ、初夏になると近くの長柄川にホタルが飛び交う自然豊かな温泉街です。

②主な景観特性・景観資源、公共公益施設等

自然 資 源	千代川／湖山池／吉岡温泉／松上神社のサカキ樹林
歴 史 資 源	防己尾城跡／石がま漁／湖山長者伝説
公共公益施設等	レーク大樹／安蔵公園

■湖山池



■千代川



■吉岡温泉



■千代川以西の田園景観



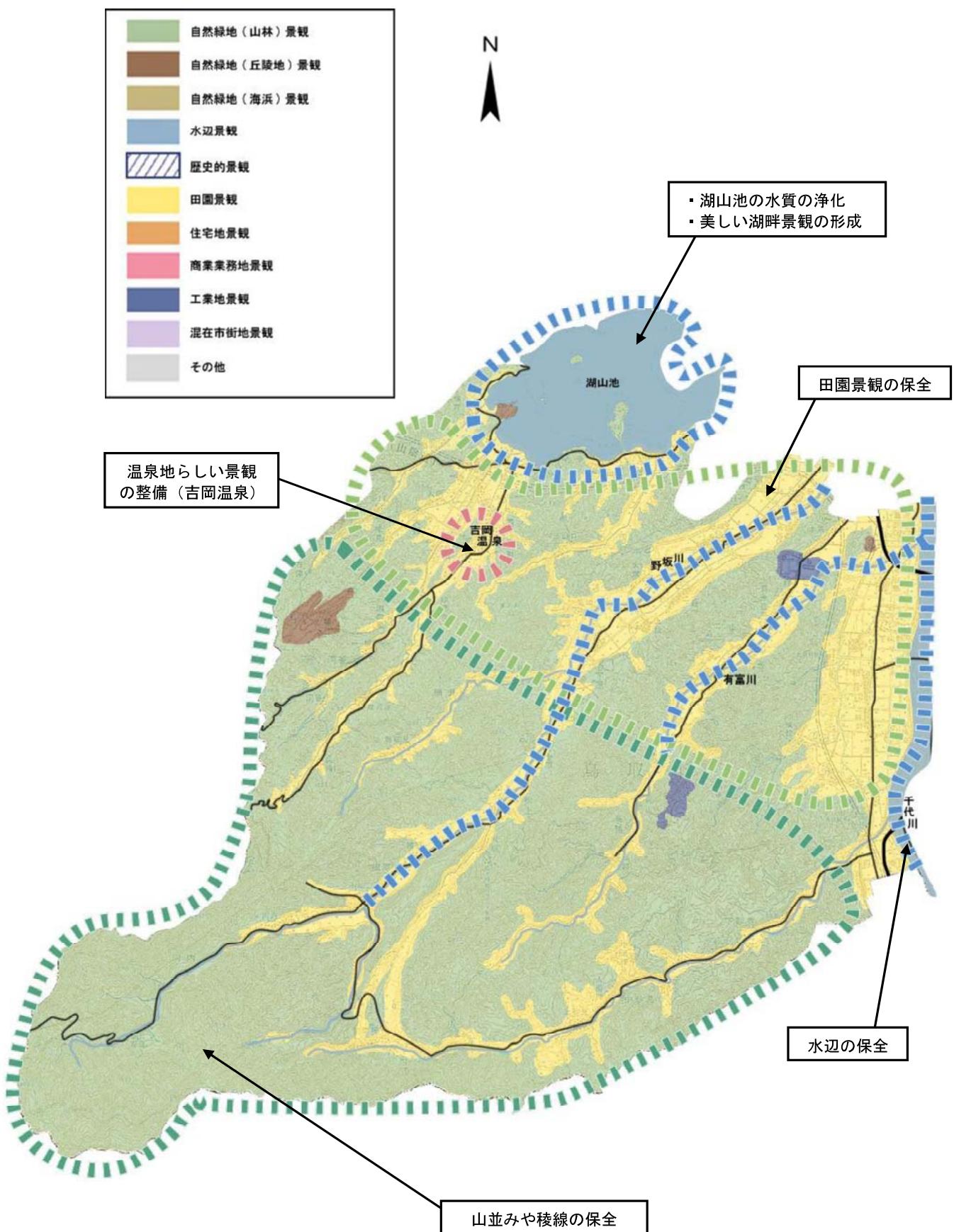
■石がま漁



■山並みに続く沿道景観



③課題図



(7) 河原・用瀬・佐治地域

①現況特性

- ・地域のほぼ中央を一級河川千代川が、縦断して北流し、これに奥部を源とする曳田川、佐治川、安蔵川などが合流しています。
- ・千代川は広く護岸改修がなされていますが、部分的にヨシが茂りワンド（よどみ）が形成され、生態系の豊かさや懐かしさを感じさせます。
- ・千代川に沿って、国道 53 号と JR が並走し、旅情豊かな景観を醸し出しています。
- ・山間の流域に沿って耕地が分布し、そこに散在する小規模な集落は、郷愁性の漂うふるさとのイメージを醸し出しています。
- ・渓谷に散在する多くの滝と、稜線のブナ林が魅力的な自然景観を演出しています。
- ・孤立峰としての風合いをみせる靈石山は、地域のランドマークになっており、ハンググライダーなどスカイスポーツの場としても高い知名度を誇ります。
- ・用瀬町は、藩政時代に宿場町として栄え、今も当時の面影を残しています。
- ・佐治川沿いの高台には、さじアストロパークがあり、本格的な天体学習宿泊施設として、満天の星空やプラネタリウムなどを楽しめます。
- ・流しひなの館は、金閣寺をモチーフとした外観になっており、国道 53 号からもよく見え、用瀬町のシンボルになっています。
- ・佐治川の急峻な渓谷に沿って集落が立地し、渓谷美と山里の風情を生かした美しい山村景観を形成しています。

②主な景観特性・景観資源、公共公益施設等

自然 資 源	千代川と支流及び源流域河川／靈石山／氷ノ山後山那岐山国定公園／三国山／三滝渓／中津美渓谷／猿渡り渓谷／山王滝／辰巳峠
歴 史 資 源	流しひな／八上姫の伝説／用瀬の街道集落(宿場町の面影)／佐治集落
公共公益施設等	河原町総合支所／用瀬町総合支所／佐治町総合支所／お城山展望台(河原城)／道の駅 清流茶屋かわはら／流しひなの館／さじアストロパーク

■河原城



■千代川



■用瀬の街なみ



■道の駅 清流茶屋かわはら



■山里の風情豊かな山間景観

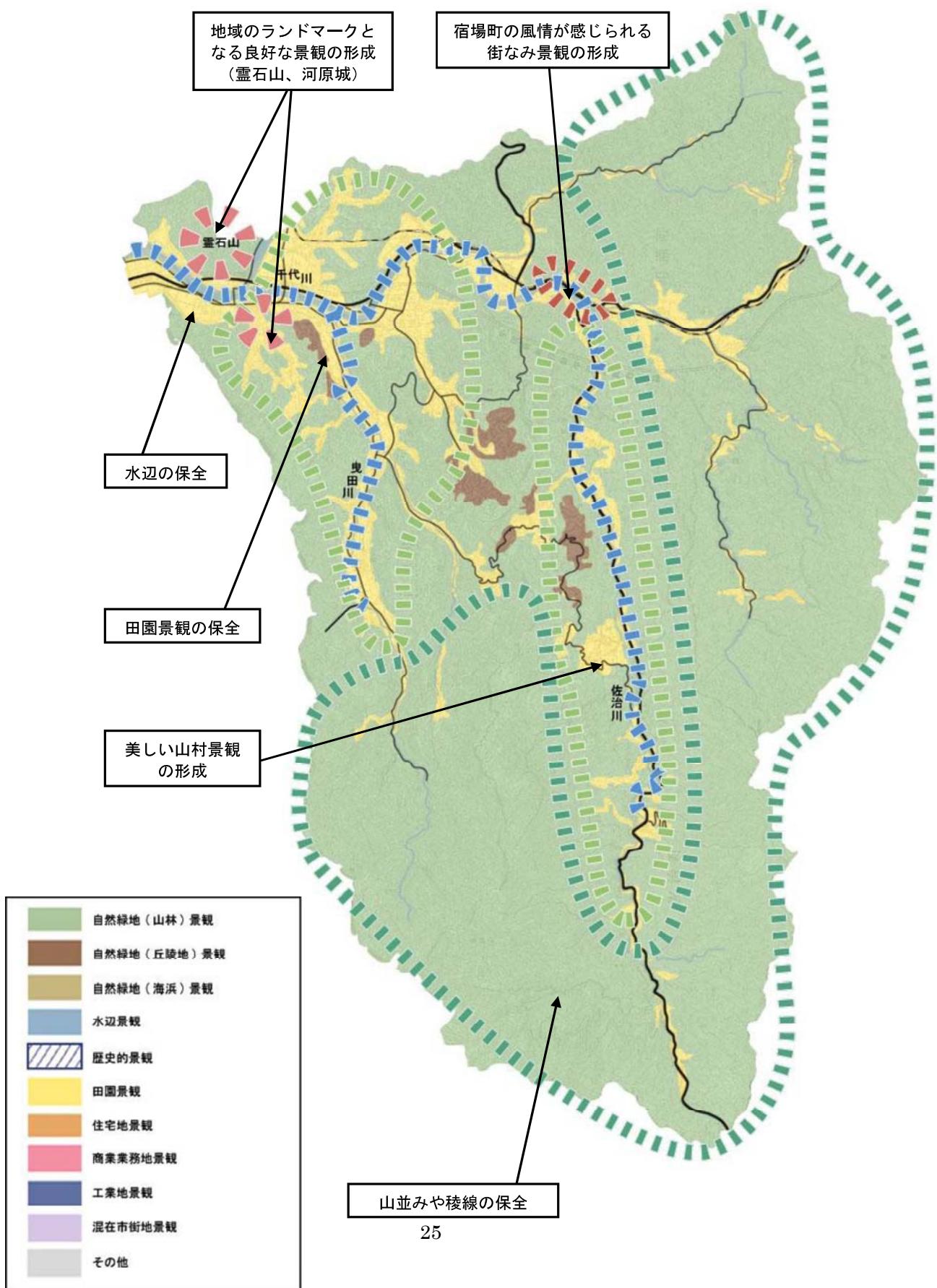


■山懷に抱かれた山村集落



③課題図

N ←



(8) 気高・鹿野・青谷地域

①現況特性

- ・地域には海、山、平野、川の四拍子そろった多様な景観があり、海浜部と山林部の一部は西因幡県立自然公園に指定されています。
- ・河内川、日置川、勝部川などの中流域には、自然豊かな集落・田園景観が広がっています。一方、上流部は谷あいに集落が点在し、山と川、民家や棚田等により織りなす景観が独特的の風景を形成しています。
- ・なだらかな海岸線に突出する長尾岬からは、東に鳥取砂丘、西に大山・隱岐島を望むことができます。
- ・鷺峰山は地域のシンボルであり、山裾が海岸まで続き、ブナの原生林が山腹を覆っています。
- ・鹿野町の中心住宅地では、街なみ環境整備事業等を活用し、城下町の特徴を踏まえながら祭りの似合う和風の街なみ景観の整備・保存に積極的に取り組んでいます。
- ・地域には2つの温泉地（鹿野温泉、浜村温泉）があり、観光客や地域住民のやすらぎの場として利用されています。
- ・JR青谷駅南部地域や高浜工業団地などの工業集積地が、地域の北側に位置しています。

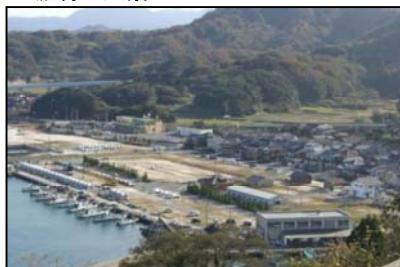
②主な景観特性・景観資源、公共公益施設等

自然資源	西因幡県立自然公園／鷺峰山／長尾岬／魚見台／龍見台／浜村海岸／不動滝／布勢の清水／鳴り砂（井手ヶ浜など）／松林（浜村海岸～姉泊海岸）／ブナ林（鷺峰山）／鹿野温泉／浜村温泉
歴史資源	鹿野往来／鹿野城跡／青谷上寺地遺跡
公共公益施設等	気高町総合支所／鹿野町総合支所／青谷町総合支所／鹿野そば道場／青谷上寺地遺跡展示館／あおや和紙工房／あおや郷土館

■魚見台



■漁村の風景



■鹿野の街なみ



■谷あいの集落



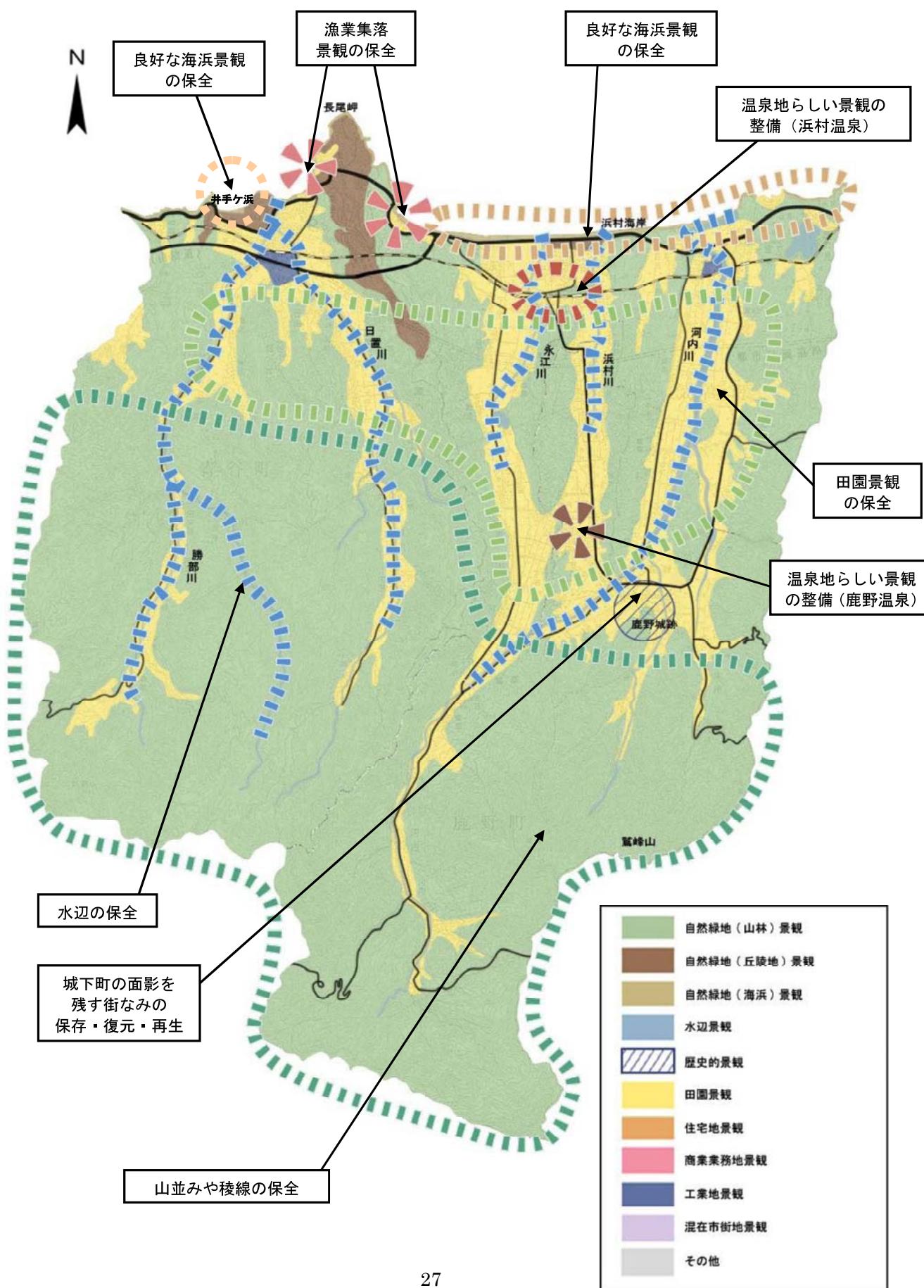
■棚田の景観



■高浜工業団地



③課題図



■地域類型別、景観類型別の課題

景観類型	地域類型	福部地域	国府地域	鳥取駅北地域	鳥取駅南地域	湖山池北地域	湖山池南地域	河原・用瀬・佐治地域	気高・鹿野・青谷地域
自然緑地 (山林・丘陵地) 景観	●山並みや稜線の保全	●山並みや稜線の保全	●山並みや稜線の保全	●山並みや稜線の保全	●山並みや稜線の保全	●山並みや稜線の保全	●山並みや稜線の保全	●山並みや稜線の保全	●山並みや稜線の保全
景域全体を包み込む山林の山並みと稜線の保全に努める。									
自然緑地 (海浜) 景観	●砂丘景観や海浜景観の保全(松並木の適切な維持管理)		●砂丘景観や海浜景観の保全		●良好な海浜景観の保全			●良好な海浜景観の保全	
鳥取砂丘に代表される個性的で雄大な日本海沿いの海浜景観を守り育てる。									
水辺景観	●身近な小河川等を活用した親水性の高い景観形成	●身近な小河川等を活用した親水性の高い景観形成	●千代川を軸とした親水性の高い景観形成	●千代川を軸とした親水性の高い景観形成	●千代川や湖山池を軸とした親水性の高い景観形成	●千代川や湖山池を軸とした親水性の高い景観形成	●千代川を軸とした親水性の高い景観形成	●身近な小河川等を活用した親水性の高い景観形成	
千代川や湖山池、身近な小河川等を活用した水と緑のうるおいある親水性の高い景観を守り育てる。									
田園景観	●個性的なラッキョウ畑景観の活用	●市街地の背景となる田園景観の保全	●市街地の背景となる田園景観の保全	●田園景観の保全、鎮守の森の保全	●市街地の背景となる田園景観の保全	●素朴で美しい田園景観の保全	●素朴で美しい田園景観の保全	●素朴で美しい田園景観の保全	
良好な田園風景や河川・水路の水辺景観と一緒にとなつたゆとりある景観形成に努める。									
住宅地景観 集落景観	●周辺環境と調和した美しい集落景観の形成	●山里の風情を生かした美しい山村景観の形成	●緑豊かで美しい住宅地景観の形成	●緑豊かで美しい住宅地景観の形成	●緑豊かで美しい住宅地景観の形成	●周辺環境と調和した美しい集落景観の形成	●山里の風情を生かした美しい山村景観の形成	●周辺環境と調和した美しい山村・漁村景観の形成	
里山や小河川などの自然環境と調和した美しい街なみ・集落景観を守り育てる。									
商業業務地 景観			●久松山をランドマークとした景観形成	●統一感のある商業業務地景観への誘導	●流一感のある商業業務地景観への誘導				
城下町としての歴史を活かした品格や風情のある個性的な商業業務地景観の形成と誘導に努める。									
工業地景観			●周辺環境と調和した良好な工業地景観の形成					●周辺環境と調和した良好な工業地景観の形成	
緑をバランス良く配置し、周辺環境と調和した良好な工業地景観の形成と誘導に努める。									
歴史的景観	●多鯰ヶ池	●宇倍神社	●鳥取城跡	●倉田八幡宮	●石がま漁	●防己尾城跡	●流しひな	●鹿野城跡	
歴史的な趣のある風景を保全・整備するとともに、それらと調和した落ち着いた街なみ・集落景観を守り育てる。									

◆行為制限
(建築物・工作物等)
に向けての具体的
展開

●外観

・建築物等は周辺の景観と調和し、できるだけ自然の風合いを生かすものにするとともに、全体としてまとまりのある意匠及び形態に誘導します。

●色彩

・周辺の景観と調和した色彩に誘導します。

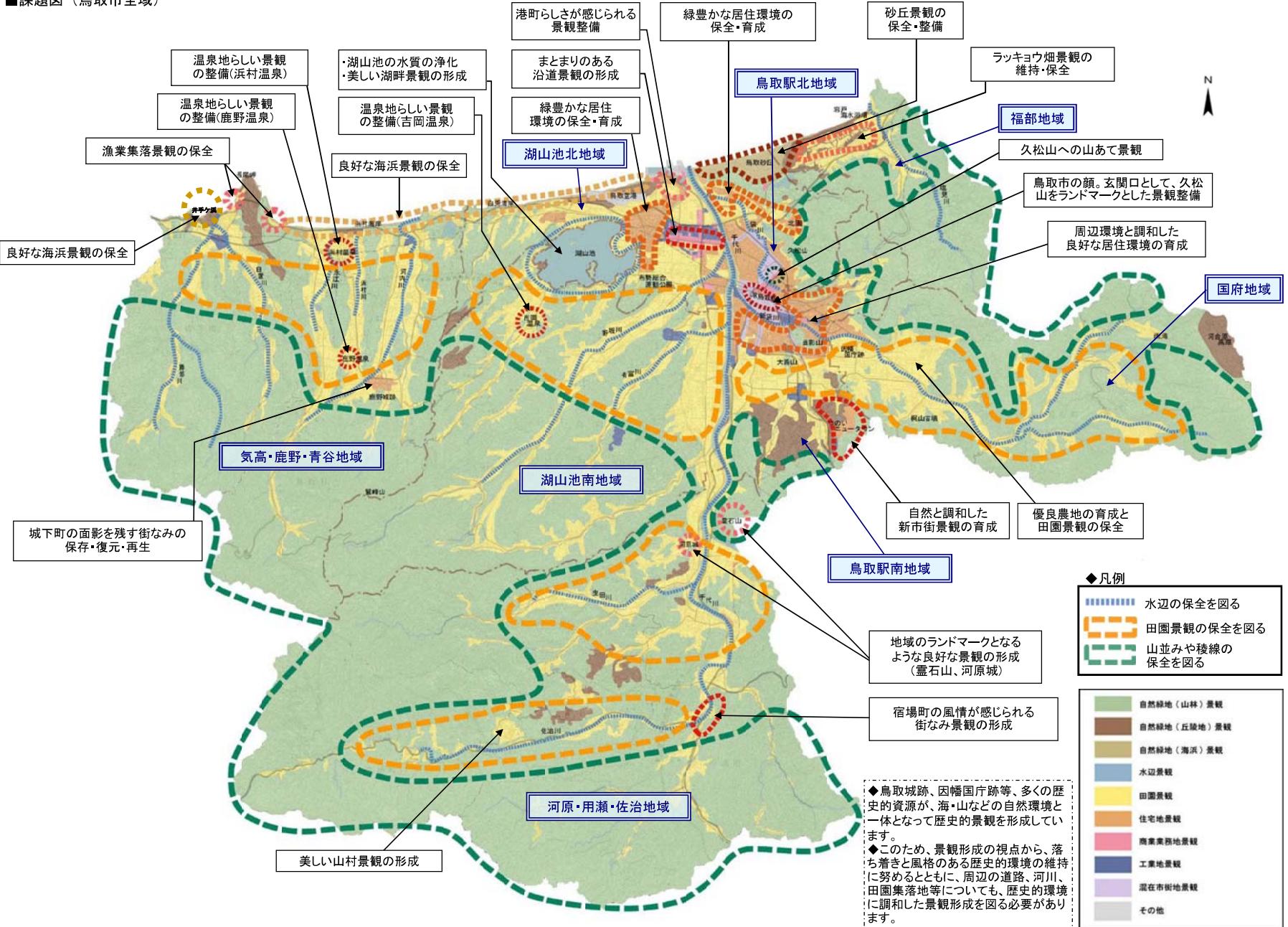
●素材

・周辺の景観と調和した素材及びその地域ごとの風土に合った自然素材(木、土、石等)の活用に努めます。

●緑化

・季節感の醸成等に配慮するとともに、建築物等が周辺に与える圧迫感を柔らげるよう、緑化に努めます。

■課題図（鳥取市全域）



4. 市域全域における景観形成

4-1. 景観計画の区域

〈景観計画区域の考え方〉

◆鳥取市には全域にわたって豊かな自然や歴史的資源があり、これらがその中にある市街地や集落、周辺に広がる田園等と分かれ難く結びついて良好な景観を形成しています。このため、鳥取市全域を景観計画区域の対象とします。

4-2. 良好的な景観形成に関する方針

(1) 景観形成の目標

本市は、日本最大の砂丘として知られる鳥取砂丘をはじめ、紺碧の日本海や湖山池、清らかな流れの千代川、市街地にそびえる久松山など、水と緑豊かな自然景観を多数有しています。また、山城の鳥取城跡、鹿野城下町、因幡国府跡など、多くの歴史的・文化的景観が当時の面影を残しており、市民そして行政が、これらの豊かな資源を後世に継承し、保全・活用していくことが今後求められます。さらに、市街地部では、山陰地方の中核都市にふさわしいにぎわいと活力ある都心再生とうるおいのある生活空間の実現、田園地域においては、自然と共生したゆとりある田園生活空間の創造が重要と考えられます。

本計画では、「恵まれた自然環境と共生し、豊かな歴史・文化が息づく生活交流都市・とっとり」を基本目標とし、20万人市民が豊かさを実感し、いつまでもいきいきと住み続けられる美しく魅力ある景観まちづくりを目指します。

【景観形成の目標】

～恵まれた自然環境と共生し、豊かな歴史・文化が息づく
生活交流都市・とっとり～

(2) 景観形成の基本方針

景観形成の目標を踏まえ、鳥取市の恵まれた環境や特性を守り・育て・活かすための全市に共通する景観形成の基本方針を以下に示します。

【景観形成の基本方針】

- 〈方針-1〉 心やすらぎ、味わい豊かな自然景観の保全・育成
 - ①自然緑地景観(山林・丘陵地)、②自然緑地景観(海浜)、③水辺景観
- 〈方針-2〉 歴史・文化資源を活用した落ち着きと風格がある景観の形成
 - ①歴史的景観
- 〈方針-3〉 にぎわいとうるおいに富んだ街並み景観の創造
 - ①農山漁村景観、②住宅地景観、③商業業務地景観、④工業地景観
- 〈方針-4〉 まちの個性に彩られた美しい公共空間の形成
 - ①道路景観、②公園緑地景観、③公共公益施設景観、④公共サインの整備
- 〈方針-5〉 市民との協働による景観まちづくり
 - ①市民参加によるまちづくり、②市民マナーの向上

● <方針-1> 心やすらぎ、味わい豊かな自然景観の保全・育成

①自然緑地景観（山林・丘陵地）

- ◇市街地の背景や眺望対象となっている山のスカイライン（空を区切って作る輪郭）や斜面緑地の保全に努めます。
- ◇建築物や工作物は、森林や緑地に調和する形態、規模、色彩となるよう誘導します。
- ◇開発においては、事前協議等により周辺の地形や植生等環境に与える影響を最小限になるよう努めます。
- ◇長期的な管理計画に基づき、造林地での間伐や枝打ち、里山自然林での下草刈りなどの手入れを進め、四季の変化に富んだ彩り豊かな森林の保全・創出に努めます。

◆景観形成のイメージ

- ・景域全体を包み込む山林の山並みと稜線の保全に努めます。



【福部地域の山並み】



【用瀬地域の山並み】



【鹿野地域の山並み】

②自然緑地景観（海浜）

- ◇海浜の開放感を確保するため、建築物は極力セットバック（敷地境界線から後退させて建てる）し、緑化をうながします。
- ◇松林や松並木を適切に維持管理するとともに、被害木跡地に補植を行い、海浜らしい魅力的な連続景観の形成に努めます。
- ◇海岸侵食対策として、景観に配慮した潜堤（離岸堤）等を計画的に整備することによって、海浜の安定化を図ります。

◆景観形成のイメージ

- ・鳥取のシンボルである砂丘景観の保全に努めます。



【鳥取砂丘】

- ・海辺の高台に位置する視点場の確保や保全に積極的に努めます。



【魚見台】

- ・鳥取の海浜風致になじむクロマツ等の適切な維持管理に努めます。



【福部町の砂丘道路】

③水辺景観

- ◇堤防や河川敷を活用した親水空間の創出、沿岸の緑化・修景、プロムナード（散歩道・遊歩道）整備など、うるおいのある水辺景観の形成に努めます。
- ◇護岸等の整備にあたっては、生態系や景観に配慮した自然河岸の整備に努めます。
- ◇美しい橋梁の整備に努めるとともに、橋上や橋のたもとからの眺望景観を大切にします。

◆景観形成のイメージ

- ・千代川、湖山池など地域の骨格を形成する水辺環境を積極的に保全し、自然性の高い生態系に配慮した水辺景観の形成に努めます。



【千代川河口付近】



【千代川上流部】



【湖山池】

● <方針-2> 歴史・文化資源を活用した落ち着きと風格がある景観の形成

①歴史的景観

- ◇史跡周辺の道路、河川、田園集落地等では、歴史的環境に調和した閑静なたたずまいを持った景観を維持・保全します。
- ◇市街地内の歴史的な街なみは本市の観光拠点にふさわしい景観形成を目指し、住民の協力のもとで現況の形態や色彩等の維持に努めます。

◆景観形成のイメージ

- ・鳥取城跡、因幡国庁跡等の史跡及びその周辺の自然景観を保全し、落ち着きと風格のある歴史的環境の維持に努めます。



【鳥取城跡】



【因幡国庁跡】



【宇倍神社】

● <方針-3> にぎわいとうるおいに富んだ街なみ景観の創造

①農山漁村景観

- ◇優良な水田の保全、耕作放棄地の再生・利活用等に取り組み、良好な田園風景や水辺景観と一緒にとなったゆとりとうるおいのある景観の形成に努めます。
- ◇建築物や看板・擁壁等の工作物は、田園景観と調和したデザインに誘導し、生け垣等の緑化を促進します。
- ◇既存の農村集落の形態や緑地の維持に努め、特に屋根並みの一体感を保全します。
- ◇鎮守の森や屋敷林が見られる場所では、その保全を進め、建築物が緑の中に見え隠れする集落景観を守り育てます。
- ◇美しい海岸線にたたずむ漁業集落景観を保全するとともに、港町の活気と個性が感じられる漁村の風景づくりに努めます。

◆景観形成のイメージ

- ・市街地の背景となる田園景観の保全に努めます。



【国府町の田園地域】

- ・個性的なラッキョウ畑景観の活用に努めます。



【福部町のラッキョウ畑】

- ・身近な自然である鎮守の森を守り育てます。



【倉田八幡宮の鎮守の森】

- ・美しい海岸線にたたずむ漁業集落景観の保全に努めます。



【船磯集落(気高町)】

②住宅地景観

- ◇敷地内の植栽や生け垣の設置等の推進により、緑豊かなうるおいのある住環境を創出します。
- ◇建築物の高さや屋根形状、色彩等を統一することによって、道路面から見て連続感が感じられる街なみへの誘導を図ります。
- ◇外壁等の材質は、地域の風土に合った自然素材の活用に努め、周辺景観との調和に配慮します。
- ◇屋上設備や室外機等は、通りから目立たない配置、建築物と一体的な意匠、または緑化による修景等に努め、周辺景観との調和を図ります。
- ◇計画的に整備された住宅地は、豊かな住環境の継承を図るため、地区計画や緑化協定、建築協定等による良好な街なみの維持・向上を促進します。

◆景観形成のイメージ

- ・敷地内の植栽や生け垣の設置等の推進により、緑豊かなうるおいのある住環境を創出します。



【つのいニュータウン】



・歴史的な街なみでは、和風のたたずまいを大切にし、建築物や外構の意匠等に配慮することが求められます。



【鹿野町の街なみ】



③商業業務地景観

- ◇建築物・工作物や広告物等は、位置、形態、色彩等について規制、誘導を行い、統一感のある美しい景観形成に努めます。
- ◇近年増加している空店舗や空地は、連続したにぎわいのある景観を確保するため、事業者や地域住民との協働による有効活用を推進します。
- ◇歩行者が歩いて楽しい快適で魅力的な空間形成を図るため、歩道や広場整備における統一的なデザインづくりや電線類の地中化等を推進します。
- ◇中高層建築等が集中する地域は、圧迫感や周辺景観との違和感の解消を図るため、敷地周囲の緑化を促進するとともに、久松山のランドマークを阻害しないように努めます。

◆景観形成のイメージ

- ・鳥取駅周辺市街地においては、城下町としての歴史的環境を大切にするとともに、久松山への山あて景観の保全に努めます。



【久松山への山あて景観】

- ・街路樹など緑の積極的な導入を図るとともに、建築物は奇抜な形態、デザイン、色彩を避け、都市の活力と風格を高める商業業務地景観の形成を目指します。



【鳥取駅周辺の商業業務地】

- ・屋外広告物の色彩、形状、掲出方法等の適正な誘導に努めることが求められます。



【安長地区周辺の沿道商業地】

④工業地景観

◇工業団地内や大規模な工場が立地する場所では、接道部分や敷地内の緑化、ポケットパーク（小公園）の創出などを進め、良好な地域環境の創造に努めます。なお、敷地内の緑化にあたっては、景観に有効な緑の配置となるよう誘導します。

◇建築物や施設の建設、改修にあたっては、デザイン的な視点からも検討を加え、地域に調和するような形態・意匠・色彩に誘導します。

◆景観形成のイメージ

- ・大規模施設が立地する場所では、敷地内の緑化等を進め、良好な地域環境の創造に努めます。



【南栄工業団地】



【高浜工業団地】



【鳥取県産業技術センター】

● 〈方針-4〉 まちの個性に彩られた美しい公共空間の形成

①道路景観

◇在来樹種を主体とした街路樹の導入を積極的に図り、市の「顔」としてのイメージづくりを行います。

◇一体感・連続感のある景観形成を図るため、広告物やファサード（建築物の正面）の統一、駐車場の修景等を促進します。

◇ストリートファニチャー（屋外装置物）や舗装などの整備にあたっては、地産地消の観点から、地場の材料や技術を可能な限り活用し、地域の風土に根ざした道路空間を創出します。

◆景観形成のイメージ

- ・エコロジカル（自然・環境との調和）で郷土色のある街路植栽の導入に積極的に努めます。



【ケヤキ並木通り(田島地区)】



【旧袋川沿いのコミュニティ道路】



【つないニュータウン内の街路】

- ・自然の風合いが感じられるよう、地場産材の活用に取り組みます。



【木製ガードレール】

②公園緑地景観

◇多様な市民ニーズに応えるため、公園や広場を魅力的なオープンスペースとして整備するとともに、これらのネットワーク化、さらには公園・広場を核とした都市景観の形成に努めます。

◇公園緑地は、周辺景観に調和した植栽や修景デザインに努め、野性味のある豊かな緑の創出に取り組みます。

◆景観形成のイメージ

- ・公園緑地は、周辺景観に調和した植栽や修景デザインに努め、野性味のある豊かな緑の創出に取り組みます。



【桜の園(布勢総合運動公園内)】



【ニュータウン中央公園】

③公共公益施設景観

- ◇地域の景観形成の核施設として、建築物のデザインはもちろん、緑化の推進やオープンスペースの確保などに配慮し、先導的に都市景観の向上に努めます。
- ◇大規模な文化施設等は、周辺の景観との調和に配慮しながら、市のシンボルとして個性的な整備に努めます。
- ◇大規模開発や構造物の整備にあたっては、周辺環境に調和するとともに、市内の主要な眺望点からの全体景観への影響にも配慮します。

◆景観形成のイメージ

- ・周辺の景観との調和に配慮しながら、市のシンボルとして個性的な整備に努めます。



【鳥取県立県民文化会館】



【因幡万葉歴史館】



【お城山展望台(河原城)】

④公共サインの整備

- ◇公共サイン(※)の整備にあたっては、平成22年度に作成した『鳥取市公共サインガイドライン』により、周辺の景観に配慮した設置位置や形状を十分に検討して設置します。又、設置された公共サインは適切に維持管理します。
- ※公共サインとは、歩行者のための「案内・誘導サイン」、目的の位置を告知する「位置サイン」、地域資源などを説明する「説明サイン」、「規制サイン」など公共団体等が設置する標示板の総称。なお、車両系のサインについては、標識令等関連法令等に基づき設置されていますので、公共サインには含みません。

◆景観形成のイメージ

- ・来訪者の視点で、「不安」や「迷い」を感じず、景観にも配慮するため、必要最小限の数を設置し、連続性・顕在性を確保できるサイン施設の整備に努めます。



【鳥取駅前観光サイン】

- ・来訪者が景観や施設を楽しむため、視点場からの景観を妨げないよう、設置位置や形状を検討します。



【鳥取砂丘の観光サイン】

● <方針-5> 市民との協働による景観まちづくり

- ◇さまざまな機会を通じて、景観の保全や創造に向けた取り組みのPRや情報提供に努めます。
- ◇説明会や景観フォーラム、ワークショップなどを開催し、景観づくりに対する市民意識の高揚に努めます。
- ◇ごみのポイ捨て禁止や落書きの禁止など市民マナーの向上や清掃作業等によって、空間美化を推進します。

◆景観形成のイメージ

- ・説明会や景観フォーラム、ワークショップなどを開催し、景観づくりに対する市民意識の高揚に努めます。



【ワークショップの状況】

- ・市民参加によって、砂丘地や海浜等の清掃に取り組み、美しい景観の維持に努めます。



【鳥取砂丘一斉清掃】

5. 景観形成重点区域における景観形成

〈景観形成重点区域の考え方〉

◆現行の市条例によって指定されている「三つの景観保全地域(景観形成地域)」、及び美しい街なみの再現・創出に先導的に取り組んでいる「鹿野城下町地区」を「景観形成重点区域」として位置付けます。

【景観形成重点区域の概要】

景観計画区域のうち、歴史・文化、自然等の特色が象徴的に現れ、良好な景観の形成が特に必要とされる次の地域を景観形成重点区域として指定します。

名 称	区域の概況	備 考
①久松山山系 景観形成重点区域	鳥取城跡などの歴史的・文化的景観形成資源及び久松山山系と一体となって景観をつくり出している地域	※現行市条例による区分 …→ 久松山山系景観保全地域
②湖山池 景観形成重点区域	湖山池とその周辺を取りまく山並みとが一体となって景観をつくり出している地域	※現行市条例による区分 …→ 湖山池景観保全地域
③因幡白兎 景観形成重点区域	「因幡の白うさぎ」の伝説で有名な白兎海岸を中心にして、沿道海浜景観をつくり出している地域	※現行市条例による区分 …→ 因幡白兎景観形成地域
④鹿野城下町 景観形成重点区域	鹿野城下町の特長を踏まえながら祭りの似合う和風の街なみ景観の整備・保存に積極的に取り組んでいる地域	※街づくり協定締結区域 …→ 鹿野城下町地区

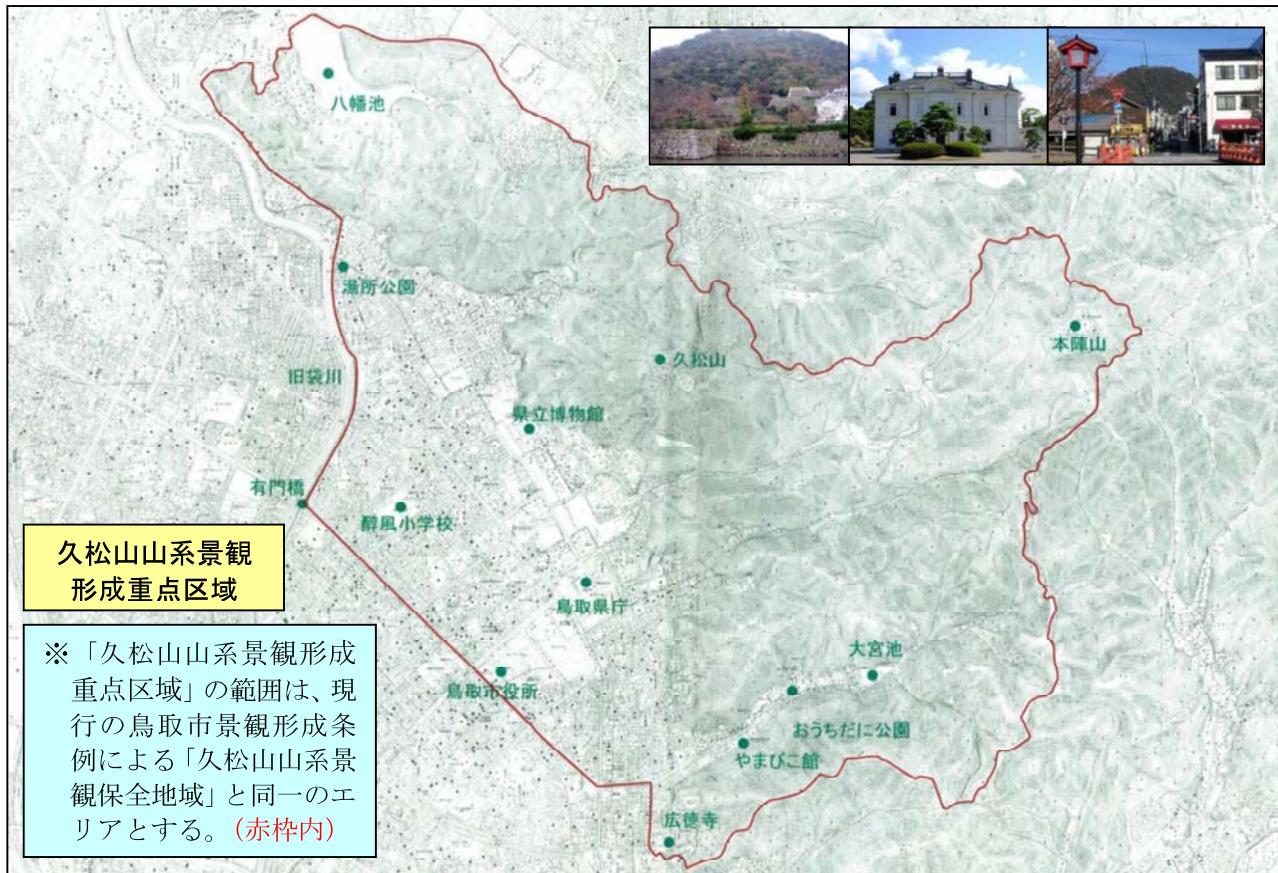
景観形成重点区域の景観形成にあたっては、現行の市条例によって指定されている「三つの景観保全地域(景観形成地域)」及び「鹿野城下町地区」の考え方をベースにします。

また、前述の「市域全域における景観形成方針」を踏まえた上で、それぞれの重点区域における目標、基本方針等を次のように設定します。

5-1. 久松山山系景観形成重点区域

(1) 重点区域の範囲

「久松山山系景観形成重点区域」は、久松山山系と一体となった景観を保全すべき地域とします。



- (備考) 1. 建築物又は工作物の敷地が、図に示す基準線(赤枠)に接し、かつ景観形成重点区域の内外にわたる場合においては、当該敷地にある建築物又は工作物は、すべて景観形成重点区域内にあるものとみなす。
2. 建築物又は工作物が、景観形成重点区域の内外にわたる場合においては、当該建築物又は工作物は、すべて景観形成重点区域内にあるものとみなす。

(2) 景観形成の目標・方針

【地域イメージ】

～市街地景観を豊かに保つ、久松山を中心とした山系風景～

【景観形成の目標】

- 歴史・文化と自然とが調和した景観づくりを進めていくための土壤づくりとして、歴史的建造物、史跡、文化財等と一体となった自然景観の保全を図ります。

【景観形成の基本方針】

- 豊かな緑と山の稜線を保全します。
- 歴史的建造物、史跡、文化財等を保全します。
- 建築物等の色彩計画を周辺の緑に調和する落ち着いた色彩となるように誘導します。

※「久松山山系景観保全地域基本方針」(島取市)をもとに作成。

5-2. 湖山池景観形成重点区域

(1) 重点区域の範囲

「湖山池景観形成重点区域」は、湖山池とその周囲の陸上区域とを合わせた地域とします。



- (備考) 1. 建築物又は工作物の敷地が、図に示す基準線(赤枠)に接し、かつ景観形成重点区域の内外にわたる場合においては、当該敷地にある建築物又は工作物は、すべて景観形成重点区域内にあるものとみなす。
2. 建築物又は工作物が、景観形成重点区域の内外にわたる場合においては、当該建築物又は工作物は、すべて景観形成重点区域内にあるものとみなす。

(2) 景観形成の目標・方針

【地域イメージ】

～古代のロマンを秘めたのどかな個性ある水系風景～

【景観形成の目標】

- 歴史と自然の織りなす豊かな水郷景観の保全を図ります。

【景観形成の基本方針】

- 湖畔と一体となった自然景観を保全します。
- 建築物等の色彩計画を水と緑に調和する落ち着いた色彩となるように誘導します。
- 自然と一体となった歴史的・文化的景観を保全します。

※「湖山池景観保全地域基本方針」(鳥取市)をもとに作成。

5-3. 因幡白兎景観形成重点区域

(1) 重点区域の範囲

「因幡白兎景観形成重点区域」は、鳥取市街地西方に位置する白兎海岸を中心とした国道9号鳥取バイパス周辺の沿道海浜地域とします。



※「因幡白兎景観形成重点区域」の範囲は、現行の鳥取市景観形成条例による「因幡白兎景観形成地域」と同一のエリアとする。(赤枠内)

- (備考) 1. 建築物又は工作物の敷地が、図に示す基準線(赤枠)に接し、かつ景観形成重点区域の内外にわたる場合においては、当該敷地にある建築物又は工作物は、すべて景観形成重点区域内にあるものとみなす。
2. 建築物又は工作物が、景観形成重点区域の内外にわたる場合においては、当該建築物又は工作物は、すべて景観形成重点区域内にあるものとみなす。

(2) 景観形成の目標・方針

【地域イメージ】

～神話の里・白兎海岸を中心とする白砂青松の風光明媚な海浜景観～

【景観形成の目標】

- うるおいのある海浜景観の保全と創造、調和のとれた沿道景観の形成に努めます。

【景観形成の基本方針】

- 建築物は、できる限り国道9号から後退した位置とし、十分なゆとり空間を確保します。
●道路沿いの敷地は、草花や樹木による緑化に努め、うるおいのある景観形成に努めます。
●観光・サービス施設等は、周辺の海浜景観や歴史的な景観特性を活かしたものとするよう努め、調和のとれた景観形成を図ります。

※「因幡白兎景観形成地域基本方針」(鳥取市)をもとに作成。

5-4. 鹿野城下町景観形成重点区域

(1) 重点区域の範囲

「鹿野城下町景観形成重点区域」は、鹿野城跡のふもとに広がる面積 40.5ha の区域で、鹿野祭りを執り行う 8 つの町で形成される地域とします。



(2) 景観形成の目標・方針

【地域イメージ】

～鹿野祭りの似合う和風の街なみ景観の整備・保存～

【景観形成の目標】

- 城下町の特長を踏まえながら鹿野祭りの似合う和風の街なみ景観の整備・保存に取り組みます。

【景観形成の基本方針】

- 住民・行政の協働により鹿野祭りの似合う和風の街なみ景観の整備・保存を図ります。
- 空き地・空き家及び水路等を積極的に活用して、地域住民等の利便性の向上やコミュニティ活動、観光等に寄与できるような施設整備を進めます。
- 御幸行列が繰り出す紺屋町～大工町間の街路は『祭り通り』、立町～殿町間は『城山通り』、鍛治町は『水音通り』とし、これに相応した整備を進めます。

※「鹿野城下町地区 景観ガイドライン」(鳥取市)をもとに作成。



6. 行為の制限に関する事項

6-1. 届出を要する行為及び規模要件

景観形成の基本方針を踏まえ、良好な景観の保全・創造を図るため、景観に特に大きな影響を及ぼすと考えられる規模の建築行為等を対象として、その行為の制限を定めます。

ここでは、鳥取市全域に共通する景観形成の基準として、建築物等の形態・意匠、色彩、敷地内における位置、素材、敷地の緑化措置、樹木等の保全措置などに係る行為の制限を以下のとおり定め、これに基づきあらかじめ届出のあった一定規模以上の建築行為等を指導します。

(1) 届出対象行為

1) 届出対象行為（景観法第16条第1項）

- ①建築物（※）の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更する修繕若しくは模様替又は色彩の変更
※「建築物」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- ②工作物（建築物を除く。）の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更する修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- ③都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為
- ④良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として景観計画に従い景観行政団体の条例で定める行為

鳥取市条例で定める届出対象行為（上記④の行為）

景観法第16条第1項第4号の規定により景観計画に従い条例で定める行為は、次に掲げる行為とします。

- (ア) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更。ただし、開発行為（※）を除く。
※「開発行為」とは、景観法第16条第1項第3号に規定する開発行為をいう。
- (イ) 木竹の伐採
- (ウ) 屋外における土石、廃棄物（※）、再生資源（※）、その他の物件のたい積
※「廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。
- ※「再生資源」とは、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。
- (エ) 水面の埋立て又は干拓
- (オ) 夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件（屋外にあるものに限る。）の外観について行う照明（以下「特定照明」という。）

2) 特定届出対象行為（景観法第17条第1項）

上記の①及び②の行為はすべて、景観法第17条第1項に規定する特定届出対象行為とする。（形態意匠の制限のうち色彩の規制に適合しない場合は、同項又は同条第5項による措置命令の対象とする。）

3) 届出の対象となるない行為

6-1.(2)に掲げる「届出を要する行為及び規模要件」の表に定める規模に該当しない行為及び同表に掲げる種類の工作物以外の工作物の建設等並びに次に掲げる景観法第16条第7項の規定に基づく行為は、同条第1項の規定に基づく届出及び同条第5項後段の規定に基づく通知の義務を除外する。

①景観法第16条第7項第1号に掲げるもの（通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で景観法施行令（平成16年政令第398号。以下「政令」という。）で定めるもの）

●政令第8条の規定

（届出を要しない景観計画区域内における通常の管理行為、軽易な行為その他の行為）

第8条 法第16条第7項第1号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 1 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等
- 2 仮設の工作物の建設等
- 3 次に掲げる木竹の伐採
 - イ 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
 - ロ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
 - ハ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
- ニ 仮植した木竹の伐採
- ホ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
- 4 前3号に掲げるもののほか、次に掲げる行為
 - イ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
 - ロ 建築物の存する敷地内で行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの
 - (1) 建築物の建築等
 - (2) 工作物(当該敷地に存する建築物に附属する物干場その他の国土交通省令で定める工作物を除く。)の建設等
 - (3) 木竹の伐採
 - (4) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件のたい積(国土交通省令で定める高さのものを除く。)
 - (5) 特定照明
 - ハ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの
 - (1) 建築物の建築等
 - (2) 高さが1.5メートルを超える貯水槽、飼料貯蔵タンクその他これらに類する工作物の建設等
 - (3) 用排水施設(幅員が2メートル以下の用排水路を除く。)又は幅員が2メートルを超える農道若しくは林道の設置
 - (4) 土地の開墾
 - (5) 森林の皆伐
 - (6) 水面の埋立て又は干拓

②景観法第16条第7項第2号から第10号までに掲げるもの

●景観法第16条第7項第2号から第10号までの規定

- 2 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 3 景観重要建造物について、第22条第1項の規定による許可を受けて行う行為
- 4 景観計画に第8条第2項第5号ロに掲げる事項が定められた景観重要公共施設の整備として行う行為
- 5 景観重要公共施設について、第8条第2項第5号ハ(1)から(6)までに規定する許可(景観計画にその基準が定められているものに限る。)を受けて行う行為
- 6 第55条第2項第1号の区域内の農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域をいう。)内において同法第15条の2第1項の許可を受けて行う同項に規定する開発行為

7 国立公園又は国定公園の区域内において、第8条第2項第5号ホに規定する許可(景観計画にその基準が定められているものに限る。)を受けて行う行為
8 第61条第1項の景観地区(次号において「景観地区」という。)内で行う建築物の建築等
9 景観計画に定められた工作物の建設等の制限のすべてについて第72条第2項の景観地区工作物制限条例による制限が定められている場合における当該景観地区内で行う工作物の建設等
10 地区計画等(都市計画法第4条第9項に規定する地区計画等をいう。以下同じ。)の区域(地区整備計画(同法第12条の5第2項第3号に規定する地区整備計画をいう。以下同じ。)、特定建築物地区整備計画(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第32条第2項第2号に規定する特定建築物地区整備計画をいう。以下同じ。)、防災街区整備地区整備計画(同項第3号に規定する防災街区整備地区整備計画をいう。以下同じ。)、沿道地区整備計画(幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和55年法律第34号)第9条第2項第2号に規定する沿道地区整備計画をいう。以下同じ。)又は集落地区整備計画(集落地域整備法(昭和62年法律第63号)第5条第3項に規定する集落地区整備計画をいう。以下同じ。)が定められている区域に限る。)内で行う土地の形質の変更、建築物の新築、改築又は増築その他の政令で定める行為

③景観法第16条第7項第11号に掲げるもので、政令で定めるもの

●政令第10条の規定

(届出を要しないその他の行為)

第10条 法第16条第7項第11号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 1 景観計画に定められた開発行為又は第21条各号に掲げる行為の制限のすべてについて法第73条第1項又は第75条第2項の規定に基づく条例で第22条第3号イ又はロ(第24条において準用する場合を含む。)の制限が定められている場合におけるこれらの条例の規定による許可又は協議に係る行為
- 2 景観計画に定められた建築物の建築等又は工作物の建設等の制限のすべてについて法第75条第1項の規定に基づく条例で第23条第1項第1号の制限が定められている場合における当該準景観地区内で行う建築物の建築等又は工作物の建設等
- 3 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第43条第1項若しくは第125条第1項の許可若しくは同法第81条第1項の届出に係る行為、同法第167条第1項の通知に係る同項第6号の行為若しくは同法第168条第1項の同意に係る同項第1号の行為又は文化財保護法施行令(昭和50年政令第267号)第4条第2項の許可若しくは同条第5項の協議に係る行為
- 4 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第4条又は第5条の規定に基づく条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置

④景観法第16条第7項第11号に掲げるもので、景観行政団体の条例で定めるもの

- (ア) 法令又は他の条例に基づく許可、認可、届出等を要する行為のうち、良好な景観の形成のための措置が講じられるものとして、次に掲げるもの
- 1 自然公園法(昭和32年法律第161号)第10条第3項若しくは第16条第3項の認可を受けて行う行為、同法第20条第3項本文、第21条第3項本文若しくは第22条第3項本文の許可を受けて行う行為、同法第33条第1項本文の届け出て行う行為、同法第68条第1項後段の協議に係る行為又は同条第3項の通知に係る行為
 - 2 鳥取県立自然公園条例(昭和38年鳥取県条例第2号)第8条第2項の承認を受けて行う行為、同条例第11条第3項本文の許可を受けて行う行為、同条例第13条第1項の届け出て行う行為、同条例第16条第1項後段の協議に係る行為又は同条第2項の通知に係る行為
 - 3 鳥取県自然環境保全条例(昭和49年鳥取県条例第41号)第16条第4項本文の許可を受けて行う行為、同条例第18条第1項本文の届け出て行う行為、同条例第20条第1項後段の協議に係る行為又は同条第2項の通知に係る行為
 - 4 鳥取市自然保護及び環境保全条例(昭和47年鳥取市条例第29号)第15条第3項の許可を受けて行う行為
 - 5 森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2第1項本文又は第34条第1項本文若しくは第2項本文の許可を受けて行う行為(同法第25条第1項第10号又は第11号に掲げる目的を達成するために指定された保安林において行われるものに限る。)
 - 6 都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項本文の

- 許可を受けて行う行為（同法第9条の規定により当該許可があつたものとみなされるものを含む。）
- 7 風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年鳥取県条例第11号）第2条第1項本文の許可を受けて行う行為又は同条第2項後段の協議に係る行為
 - 8 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第43条の2第1項本文、第127条第1項本文又は第139条第1項本文の届け出て行う行為
 - 9 鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第14条第1項本文若しくは第34条第1項本文の許可を受けて行う行為又は同条例第15条第1項本文（同条例第35条において準用する場合を含む。）若しくは第35条の6第1項本文の届け出て行う行為
 - 10 鳥取市文化財保護条例（昭和48年鳥取市条例第2号）第10条第1項の許可を受けて行う行為又は同条例第11条第1項の届け出て行う行為
 - 11 鳥取市墓地条例（昭和46年鳥取市条例第26号）第9条の許可を受けて行う行為

(イ) 景観計画において景観計画区域又は景観形成重点区域が定められ、又は拡張された際、当該指定又は拡張に係る区域内において既に着手されていた行為

(ウ) その他次に掲げる行為

- 1 設置期間が90日を超えない建築物の建築等又は工作物の建設等
- 2 建築物又は工作物の改築であって、その外観又は色彩の変更を伴わないもの
- 3 農業又は林業を営むために行う土地の形質の変更又は木竹の伐採
- 4 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件のたい積に係る行為であって、次のいずれかに該当するもの
 - (1) 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条第2号へに掲げる養殖用作業施設又は同号トに掲げる荷さばき所若しくは野積場において行われるもの
 - (2) 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第6号に掲げる荷さばき施設又は同項第8号に掲げる野積場若しくは貯木場において行われるもの
 - (3) 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる工業地域又は工業専用地域において行われるもの
 - (4) たい積された物件を外部から見通すことができない場所で行われるもの
 - (5) たい積の期間が90日を超えないもの
- 5 条例に定める行為に準ずるものとして規則で定める行為

(2) 届出を要する行為及び規模要件

〈届出を要する行為及び規模要件の考え方〉

◆届出を要する行為及び規模要件は、現行の市条例、県条例等に準じることとします。

A. 市域全域 (景観形成重点区域を除く)	→	「現行の市条例による大規模行為」に準じます。
B. 久松山山系景観形成重点区域	→	「現行の市条例による久松山山系景観保全地域」に準じます。
C. 湖山池景観形成重点区域	→	「現行の市条例による湖山池景観保全地域」に準じます。
D. 因幡白兎景観形成重点区域	→	「現行の市条例による因幡白兎景観形成地域」に準じます。
E. 鹿野城下町景観形成重点区域	→	「現行の市条例による大規模行為」に準じます。

■届出を要する行為及び規模要件

景観法第16条第1項の規定に基づく届出及び同条第5項後段の規定に基づく通知が必要となる行為

届出対象行為類型		A. 市域全域 (景観形成重点区域 B、C、D、Eを除く。) E. 鹿野城下町景観 形成重点区域	B. 久松山山系景観形 成重点区域 C. 湖山池景観形成 重点区域	D. 因幡白兎景観 形成重点区域
建築物の 建築等	建築物の新築又は移転 (右記の規模を超えることとなる増築又は改築を含む。)	高さ 13m超又は建築面積 1,000 m ² 超 (商業地域等(※)にあっては、高さ 20m超又は建築面積 1,500 m ² 超)	高さ 13m超又は延べ床面積 200 m ² 超	高さ 5m超又は延べ床面積 10 m ² 超
	建築物の増築・改築、外観を変更することとなる修繕・模様替、色彩の変更	上記に該当する建築物において、当該行為に係る部分の面積の合計が 10 m ² 超		
工作物 (建築物を除く。) の建設等	①煙突、排気塔その他これらに類するもの	高さ 13m超又は築造面積 1,000 m ² 超 (建築物に付設される場合は、高さ 5m超、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さ 13m超)	高さ 5m超 (建築物に付設される場合は、高さ 1m超、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さ 5m超)	高さ 5m超 (建築物に付設される場合は、高さ 1m超、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さ 5m超)
	②広告塔、広告板、装飾塔その他これらに類するもの			
	③電波塔、記念塔、物見塔その他これらに類するもの			
	④高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの			
	⑤彫像、記念碑その他これらに類するもの			
	⑥鉄柱、木柱その他これらに類するもの(⑦の支持物を除く。)			
	⑦電線、索道用架線その他これらに類するもの(これらの支持物を含む。)	高さ 20m超	高さ(建築物に付設される場合は、地盤面から上端までの高さ) 15m超	高さ(建築物に付設される場合は、地盤面から上端までの高さ) 13m超

届出対象行為類型		A. 市域全域 (景観形成重点区域 B、C、D、Eを除く。) E. 鹿野城下町景観 形成重点区域	B. 久松山山系景観形 成重点区域 C. 湖山池景観形成 重点区域	D. 因幡白兎景観 形成重点区域	
工作物 (建築物を除く。) の建設等	(右記の規 模を超えることとなる増築又は改築を含む。)	⑧観覧車、飛行塔、コーエーその他これらに類するもの ⑨コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの ⑩石油、ガス、穀物、飼料等の貯蔵・処理施設 ⑪汚水処理施設、ごみ処理施設、し尿処理施設その他これらに類するもの ⑫塀、さく、垣(生け垣を除く。)、擁壁その他これらに類するもの ⑬自動車車庫、物件保管施設その他これらに類するもの 工作物の増築・改築、外観を変更することとなる修繕・模様替、色彩の変更	高さ 13m超又は建築面積 1,000 m ² 超 (建築物に付設される場合は、高さ 5m超、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さ 13m超)	高さ(建築物に付設される場合は、地盤面から上端までの高さ)5m超又は建築面積 10 m ² 超	高さ(建築物に付設される場合は、地盤面から上端までの高さ)5m超又は建築面積 10 m ² 超
		高さ 3m超	高さ 1.5m超	高さ 1.5m超	
		高さ 13m超又は建築面積 1,000 m ² 超	建築面積 200 m ² 超	建築面積 10 m ² 超	
		上記に該当する工作物において、当該行為に係る部分の面積の合計が 10 m ² 超			
開発行為		土地の面積 10,000 m ² 超又は行為に伴い生じる法面又は擁壁の高さ 5m超及び長さ 10m超	土地の面積 500 m ² 超又は行為に伴い生じる法面又は擁壁の高さ 1.5m超	土地の面積 500 m ² 超又は行為に伴い生じる法面又は擁壁の高さ 1.5m超	
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更(開発行為を除く。)又は水面の埋立て、干拓		土地の面積 10,000 m ² 超又は行為に伴い生じる法面又は擁壁の高さ 5m超及び長さ 10m超	土地の面積 500 m ² 超又は行為に伴い生じる法面又は擁壁の高さ 1.5m超	土地の面積 500 m ² 超又は行為に伴い生じる法面又は擁壁の高さ 1.5m超	
木竹の伐採		伐採面積 10ha 超	高さ 10m超又は伐採面積 500 m ² 超	高さ 10m超又は伐採面積 500 m ² 超	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件のたい積		高さ 5m超又はその用に供される土地の面積 1,000 m ² 超	高さ 1.5m超又はその用に供される土地の面積 100 m ² 超	高さ 1.5m超又はその用に供される土地の面積 100 m ² 超	
特定照明		照明の対象となる建築物等の高さ 13m超	照明の対象となる建築物等の高さ 5m超	照明の対象となる建築物等の高さ 5m超	

※ 「商業地域等」とは、都市計画法に規定する用途地域のうち、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域をいう。

6-2. 主な行為制限一覧表

「市域全域(景観形成重点区域を除く)」及び「4つの景観形成重点区域」における主な行為制限の概要を以下に整理します。(詳細は次頁以降を参照。)

対象行為	項目	市域全域 (景観計画重点区域を除く)		景観形成重点区域			鹿野城下町景観形成重点区域																																																												
		久松山山系景観形成重点区域	湖山池景観形成重点区域	因幡白兔景観形成重点区域																																																															
建築物の 建築等 又は 工作物の 建設等	外 観	<ul style="list-style-type: none"> ◆周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。 ◆壁面設備、屋上設備等は、露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には、建築物等本体及び周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とすること。 ◆屋根は適度な勾配と軒出を有すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。 ◆壁面設備、屋上設備等は、露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には、建築物等本体及び周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とすること。 ◆屋根は適度な勾配と軒出を有すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。 ◆壁面設備、屋上設備等は、露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には、建築物等本体及び周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とすること。 ◆屋根は適度な勾配と軒出を有すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。 ◆壁面設備、屋上設備等は、露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には、建築物等本体及び周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とすること。 ◆建築物は、和風を基本とすること。 ◆屋根は、日本瓦葺とし、道路方向に流れる平入り切妻を基本とすること。また、屋根勾配・軒高については極力統一すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。 ◆壁面設備、屋上設備等は、露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には、建築物等本体及び周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とすること。 ◆建築物は、和風を基本とすること。 ◆屋根は、日本瓦葺とし、道路方向に流れる平入り切妻を基本とすること。また、屋根勾配・軒高については極力統一すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。 ◆壁面設備、屋上設備等は、露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には、建築物等本体及び周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とすること。 ◆建築物は、和風を基本とすること。 ◆屋根は、日本瓦葺とし、道路方向に流れる平入り切妻を基本とすること。また、屋根勾配・軒高については極力統一すること。 																																																												
	色 彩	<ul style="list-style-type: none"> ◆外観のベースカラーは、次のとおりとすること。 <table border="1"> <tr> <th>有彩色の色相</th> <th>彩 度</th> </tr> <tr> <td>商業地帯等</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>0.1R~10R</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR~5Y</td> <td>3 以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR~5Y</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2 以下</td> </tr> </table>	有彩色の色相	彩 度	商業地帯等	その他	0.1R~10R	4 以下	0.1YR~5Y	3 以下	0.1YR~5Y	6 以下	上記以外の色相	2 以下	<ul style="list-style-type: none"> ◆外観のベースカラーは、次のとおりとすること。 <table border="1"> <tr> <th>有彩色の色相</th> <th>彩 度</th> </tr> <tr> <td>0.1R~10R</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR~5Y</td> <td>3 以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2 以下</td> </tr> </table>	有彩色の色相	彩 度	0.1R~10R	4 以下	0.1YR~5Y	3 以下	上記以外の色相	2 以下	<ul style="list-style-type: none"> ◆外観のベースカラーは、次のとおりとすること。 <table border="1"> <tr> <th>有彩色の色相</th> <th>彩 度</th> </tr> <tr> <td>0.1R~10R</td> <td>2 以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR~5Y</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2 以下</td> </tr> </table>	有彩色の色相	彩 度	0.1R~10R	2 以下	0.1YR~5Y	4 以下	上記以外の色相	2 以下	<ul style="list-style-type: none"> ◆外観のベースカラーは、次のとおりとすること。 <table border="1"> <tr> <th>有彩色の色相</th> <th>彩 度</th> </tr> <tr> <td>0.1R~10R</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR~5Y</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2 以下</td> </tr> </table>	有彩色の色相	彩 度	0.1R~10R	4 以下	0.1YR~5Y	6 以下	上記以外の色相	2 以下	<ul style="list-style-type: none"> ◆外観のベースカラーは、次のとおりとすること。 <table border="1"> <tr> <th>有彩色の色相</th> <th>彩 度</th> </tr> <tr> <td>0.1R~10R</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR~5Y</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2 以下</td> </tr> </table>	有彩色の色相	彩 度	0.1R~10R	4 以下	0.1YR~5Y	6 以下	上記以外の色相	2 以下	<ul style="list-style-type: none"> ◆屋根瓦の色は、次のとおりとすること。 <table border="1"> <tr> <th>屋根瓦の色</th> <th>対象地区</th> </tr> <tr> <td>赤茶色</td> <td>上町・下町・立町・山根町・大工町</td> </tr> <tr> <td>銀黒色</td> <td>殿町</td> </tr> <tr> <td>黒・銀黒色</td> <td>鍛治町・紺屋町</td> </tr> </table>	屋根瓦の色	対象地区	赤茶色	上町・下町・立町・山根町・大工町	銀黒色	殿町	黒・銀黒色	鍛治町・紺屋町	<ul style="list-style-type: none"> ◆屋根瓦の色は、次のとおりとすること。 <table border="1"> <tr> <th>屋根瓦の色</th> <th>対象地区</th> </tr> <tr> <td>赤茶色</td> <td>上町・下町・立町・山根町・大工町</td> </tr> <tr> <td>銀黒色</td> <td>殿町</td> </tr> <tr> <td>黒・銀黒色</td> <td>鍛治町・紺屋町</td> </tr> </table>	屋根瓦の色	対象地区	赤茶色	上町・下町・立町・山根町・大工町	銀黒色	殿町	黒・銀黒色
有彩色の色相	彩 度																																																																		
商業地帯等	その他																																																																		
0.1R~10R	4 以下																																																																		
0.1YR~5Y	3 以下																																																																		
0.1YR~5Y	6 以下																																																																		
上記以外の色相	2 以下																																																																		
有彩色の色相	彩 度																																																																		
0.1R~10R	4 以下																																																																		
0.1YR~5Y	3 以下																																																																		
上記以外の色相	2 以下																																																																		
有彩色の色相	彩 度																																																																		
0.1R~10R	2 以下																																																																		
0.1YR~5Y	4 以下																																																																		
上記以外の色相	2 以下																																																																		
有彩色の色相	彩 度																																																																		
0.1R~10R	4 以下																																																																		
0.1YR~5Y	6 以下																																																																		
上記以外の色相	2 以下																																																																		
有彩色の色相	彩 度																																																																		
0.1R~10R	4 以下																																																																		
0.1YR~5Y	6 以下																																																																		
上記以外の色相	2 以下																																																																		
屋根瓦の色	対象地区																																																																		
赤茶色	上町・下町・立町・山根町・大工町																																																																		
銀黒色	殿町																																																																		
黒・銀黒色	鍛治町・紺屋町																																																																		
屋根瓦の色	対象地区																																																																		
赤茶色	上町・下町・立町・山根町・大工町																																																																		
銀黒色	殿町																																																																		
黒・銀黒色	鍛治町・紺屋町																																																																		
素 材	<ul style="list-style-type: none"> ◆周辺の景観との調和に配慮した素材を使用すること。 ◆地域の風土に合った自然素材(木、土、石等)の活用に努めること。 					<ul style="list-style-type: none"> ◆周辺の景観との調和に配慮した素材を使用すること。 ◆地域の風土に合った自然素材(木、土、石等)の活用に努めること。 ◆外壁は、極力漆喰・板張等の自然素材を使用すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆周辺の景観との調和に配慮した素材を使用すること。 ◆地域の風土に合った自然素材(木、土、石等)の活用に努めること。 ◆外壁は、極力漆喰・板張等の自然素材を使用すること。 																																																												
緑 化	◆敷地面積(建築物の建築面積、工作物の建築面積を除く。)の3%以上を緑化すること。																																																																		
開発行為、土地の形質の変更		<ul style="list-style-type: none"> ◆長大な法面又は擁壁が必要とならないようにすること。ただし、やむを得ない場合には、次のようにすること。 <ul style="list-style-type: none"> ① 法面は緑化可能な勾配とすること。 ② 擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。 																																																																	
土石の採取 又は鉱物の掘採		<ul style="list-style-type: none"> ◆長大な法面又は擁壁が必要とならない方法で行うこと。ただし、やむを得ない場合には、次のようにすること。 <ul style="list-style-type: none"> ① 法面は緑化可能な勾配とすること。 ② 擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。 																																																																	
木竹の伐採		<ul style="list-style-type: none"> ◆伐採後は、速やかに緑化を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆伐採後は、速やかに緑化を行うこと。 ◆幹周り1.5m以上(地上1.5m部分)の良好な樹木及び良好な植生を有する10m²以上の樹木群を保存すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆伐採後は、速やかに緑化を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆伐採後は、速やかに緑化を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆伐採後は、速やかに緑化を行うこと。 																																																													
土石、廃棄物等の たい積		<ul style="list-style-type: none"> ◆遮へいは、植栽その他周辺と調和する方法により行うこと。 ◆塀、さく等により遮へいを行う場合、そのベースカラーは次のとおりとすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆遮へいは、植栽その他周辺と調和する方法により行うこと。 ◆塀、さく等により遮へいを行う場合、そのベースカラーは次のとおりとすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆遮へいは、植栽その他周辺と調和する方法により行うこと。 ◆塀、さく等により遮へいを行う場合、そのベースカラーは次のとおりとすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆遮へいは、植栽その他周辺と調和する方法により行うこと。 ◆塀、さく等により遮へいを行う場合、そのベースカラーは次のとおりとすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆遮へいは、植栽その他周辺と調和する方法により行うこと。 ◆塀、さく等により遮へいを行う場合、そのベースカラーは次のとおりとすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆遮へいは、植栽その他周辺と調和する方法により行うこと。 ◆塀、さく等により遮へいを行う場合、そのベースカラーは次のとおりとすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆遮へいは、植栽その他周辺と調和する方法により行うこと。 ◆塀、さく等により遮へいを行う場合、そのベースカラーは次のとおりとすること。 																																																											
特定照明		<ul style="list-style-type: none"> ◆特定の対象物を照射するものであること。 ◆対象物以外への照射は最小限とし、光源の照射角度を下げる、光源等にカバーやルーバーを設置する等により、周辺や上空へ光が漏れるのを防止すること。 																																																																	

※色彩規制については変更命令の対象となり、その他の項目は勧告対象となります。

6-3. 市域全域(景観形成重点区域を除く)における行為の制限

〈市域全域(景観形成重点区域を除く)における行為制限の考え方〉

◆市域全域(景観形成重点区域を除く)における行為制限の基準は、県計画との整合を図る必要があるため、(改正)鳥取県景観形成条例に沿った内容とします。また、建築物等の色彩、敷地緑化等については数値基準化することとします。

■市域全域(景観形成重点区域を除く)における行為の制限 (1/2)

対象行為	項目	基 準	備 考														
共通事項	位 置	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な景観の形成上重要な山地、海岸、河川、湖沼、歴史的遺産、街なみ等に対する周辺並びに主要な展望地及び公共交通施設（以下「展望地等」という。）からの眺望を妨げない位置とすること。 ・道路、公園等の公共の場所（以下「道路等」という。）に敷地が接する場合は、その境界線からできる限り後退した位置とすること。 ・尾根の近くにおいては、稜線を乱さないよう、できる限り低い位置で高さを抑えて行うこと。 ・敷地内に良好な景観を形成している建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）並びに樹木及び樹林がある場合には、その現状をできる限り変えない位置とすること。 	勧告対象														
	規 模	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観にできる限り影響を与えない規模とすること。 	勧告対象														
	緑化等	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化は、できる限り多く速やかに行うこと。 ・植栽については、周辺の既存の植生と調和したものとすること。 ・行為に係る工事期間中は、工事用の塀等により周辺から遮へいすること。 	勧告対象														
建築物の新築、増築、改築、移転又は外観を変更する修繕、模様替、色彩の変更 又は工作物の新設、増築、改築、移転又は外観を変更する修繕、模様替、色彩の変更	外 観	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。 ・壁面設備、屋上設備等（※）は、露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には、建築物等の本体及び周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とすること。 ※ 「壁面設備、屋上設備等」とは、煙突、排気塔、装飾塔、電波塔、高架水槽、冷却塔、電線その他の壁面、屋上等に設置される工作物及びこれらに類するものをいう。以下同じ。 	勧告対象														
色彩	色 彩	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観と調和した色彩とすること。 ・異なった色彩を使用する場合は、その数を最小限とすること。 ・外観のベースカラー（※）は、次のとおりとすること。ただし、歴史的又は文化的な事由により、当該色相以外の色彩の使用が社会通念上認められている場合は、この限りでない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">有彩色の色相</th> <th colspan="2">彩 度</th> </tr> <tr> <th>商業地域等（※）</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R~10R</td> <td>6以下</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR~5Y</td> <td>6以下</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>6以下</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 色彩に関する事項については、日本工業規格のZ8721（色の表示方法～三属性による表示）による。以下同じ。</p> <p>※ 「ベースカラー」とは、建築物等本体の屋根又は外壁（着色されていない木材、土壁、漆喰、ガラス等の部分は除く。）のそれぞれについて、過半を占める色相をいい、複数に等分する場合は、その全てをベースカラーとして取り扱う。以下同じ。</p> <p>※ 「商業地域等」とは、都市計画法に規定する用途地域のうち、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域をいう。</p> <p>・送電又は送信のための鉄塔（以下「送電塔等」という。）については、展望地等からこれを眺望したときの背景が空となる場合にあっては明度6以上8以下の無彩色とし、それ以外の場合にあっては明度4以上5以下の無彩色とすること。ただし、他の法令の規定により、それら以外の色によることとされる場合は、この限りでない。</p>	有彩色の色相	彩 度		商業地域等（※）	その他	0.1R~10R	6以下	4以下	0.1YR~5Y	6以下	6以下	上記以外の色相	6以下	2以下	変更(原状回復)命令対象
有彩色の色相	彩 度																
	商業地域等（※）	その他															
0.1R~10R	6以下	4以下															
0.1YR~5Y	6以下	6以下															
上記以外の色相	6以下	2以下															

■市域全域(景観形成重点区域を除く)における行為の制限 (2/2)

対象行為	項目	基 準	備 考							
建築物の新築、増築、改築、移転又は外観を変更する修繕、模様替、色彩の変更 又は 工作物の新設、増築、改築、移転又は外観を変更する修繕、模様替、色彩の変更	素 材	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観との調和に配慮した素材を使用すること。 地域の風土に合った自然素材(木、土、石等)の活用に努めること。 外壁等の材質は、耐久性に優れ、維持管理の容易なものとすること。 	勧告対象							
	緑 化	<ul style="list-style-type: none"> 敷地面積(建築物の建築面積及び工作物の建築面積を除く。)の3%以上を緑化すること。 緑化にあたっては、自然植生の活用、季節感の醸成等に配慮するとともに、建築物等が周辺に与える圧迫感を和らげるよう、その高さを勘案して樹木を選び、植栽位置を考慮すること。 	勧告対象							
開発行為及び土地の開墾その他の土地の形質の変更(土石の採取及び鉱物の掘採を除く。)	変 更 後 の形狀	<ul style="list-style-type: none"> 長大な法面又は擁壁が必要とならないようにすること。ただし、やむを得ない場合には、次のようにすること。 <ul style="list-style-type: none"> ① 法面は緑化可能な勾配とすること。 ② 拥壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。 土地の不整形な分割又は細分化は避けること。 	勧告対象							
土石の採取又は鉱物の掘採	方 法	<ul style="list-style-type: none"> 展望地等から採取又は掘採の場所ができる限り見えない方法で行うこと。 長大な法面又は擁壁が必要とならない方法で行うこと。ただし、やむを得ない場合には、次のようにすること。 <ul style="list-style-type: none"> ① 法面は緑化可能な勾配とすること。 ② 拥壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。 	勧告対象							
	遮へい	<ul style="list-style-type: none"> 展望地等から採取又は掘採の場所ができる限り見えないよう、周囲に植栽を設置すること。 	勧告対象							
	緑 化	<ul style="list-style-type: none"> 採取又は掘採を終了した場所から、速やかに緑化を行うこと。 	勧告対象							
木竹の伐採	方 法	<ul style="list-style-type: none"> 既存の高木、樹姿の優れた樹木並びに道路及び隣接地との境界付近に存する樹林は、伐採しないこと。 	勧告対象							
	緑 化	<ul style="list-style-type: none"> 伐採後は、速やかに緑化を行うこと。 	勧告対象							
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件のたい積	方 法	<ul style="list-style-type: none"> 物件を積み上げる場合は、できる限り低い高さで整然と行い、道路及び隣接地との境界線から十分間隔をとること。 	勧告対象							
	遮へい	<ul style="list-style-type: none"> 展望地等からたい積されている物件が見えないよう遮へいすること。 遮へいは、植栽その他周辺と調和する方法により行うこと。 塀、さく等(高さ3m以下のもの)により遮へいを行う場合、そのベースカラーは次のとおりとすること。 <table border="1"> <tr> <td>有彩色の色相</td><td>彩 度</td></tr> <tr> <td>0.1R~10R</td><td>4以下</td></tr> <tr> <td>0.1YR~5Y</td><td>6以下</td></tr> <tr> <td>上記以外の色相</td><td>2以下</td></tr> </table>	有彩色の色相	彩 度	0.1R~10R	4以下	0.1YR~5Y	6以下	上記以外の色相	2以下
有彩色の色相	彩 度									
0.1R~10R	4以下									
0.1YR~5Y	6以下									
上記以外の色相	2以下									
水面の埋立て又は干拓	変 更 後 の形狀	<ul style="list-style-type: none"> 埋立て又は干拓にあたって、護岸、堤防等は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。 	勧告対象							
特定照明	方 法	<ul style="list-style-type: none"> 特定の対象物を照射するものであること。 対象物以外への照射は最小限とし、光源の照射角度を下げる、光源等にカバー・ルーバーを設置する等により、周辺や上空へ光が漏れるのを防止すること。 	勧告対象							

6-4. 景観形成重点区域における行為の制限

〈景観形成重点区域における行為制限の考え方〉

- ◆景観形成重点区域は、良好な景観の形成上特に重要な地域であるため、鳥取市全域を対象とする景観計画区域よりも、より厳しい基準によって景観形成を推進する必要があります。
- ◆景観形成重点区域における行為制限の基準は、県計画との整合を図る必要があるため、(改正)鳥取県景観形成条例の「大山景観形成重点区域」ならびに「沿道海浜景観形成重点区域」に沿った内容とします。また、建築物等の色彩、敷地緑化等について数値基準化し、効果的な縁の配置等に努めることとします。
- ◆なお、現行の市条例によって、既に数値化されている基準については、基本的に現行基準を踏襲することとします。
- ◆鹿野城下町景観形成重点区域については、市域全域(景観形成重点区域を除く)における行為制限の基準に準じるとともに、「鹿野城下町地区 景観ガイドライン」による“街づくり協定”に沿った内容とします。

◆景観形成重点区域の概要

(1) 久松山山系景観形成重点区域

- ・久松山山系、鳥取城跡、樗谿公園などの優れた自然景観、歴史・文化景観を有しております、鳥取中心市街地のシンボルともいえる景観上重要な地域になっています。



(2) 湖山池景観形成重点区域

- ・日本最大の池である湖山池は、その周辺を取りまく山並みと一体となって豊かな水郷景観を形成しており、防己尾城跡、石がま漁などの歴史的風土と相まって、市街地の景観を印象づける重要な地域になっています。



(3) 因幡白兎景観形成重点区域

- ・「因幡の白うさぎ」の舞台として知られる白兎海岸周辺は、砂浜やハマナス自生南限地などの貴重な景観資源を有しております、市民のみならず観光客等に鳥取市の景観を印象づける重要な地域になっています。



(4) 鹿野城下町景観形成重点区域

- ・鹿野城下町地区は、400年の伝統を誇る『祭り』をテーマに、狭く折れ曲がった道筋、切妻家屋、格子戸など城下町としての特長を活かして、平成6年度より官民協力のもと美しい街なみの再現・創出に先導的に取り組んでいる地域です。



(1) 久松山山系景観形成重点区域

■久松山山系景観形成重点区域における行為の制限 (1/2)

対象行為	項目	基 準	備 考							
共通事項 建築物の新築、増築、改築、移転又は外観を変更する修繕、模様替、色彩の変更 又は 工作物の新設、増築、改築、移転又は外観を変更する修繕、模様替、色彩の変更	位 置	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な景観の形成上重要な山地、海岸、河川、湖沼、歴史的遺産、街なみ等に対する周辺並びに展望地等からの眺望を妨げない位置とすること。 ・道路等に敷地が接する場合には、その境界線からできる限り後退した位置とすること。 ・尾根の近くにおいては、稜線を乱さないよう、できる限り低い位置で高さを抑えて行うこと。 ・敷地内に良好な景観を形成している建築物等並びに樹木及び樹林がある場合には、その現状をできる限り変えない位置とすること。 	勧告対象							
	規 模	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観にできる限り影響を与えない規模とすること。 	勧告対象							
	緑化等	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化は、できる限り多く速やかに行うこと。 ・植栽については、周辺の既存の植生と調和したものとすること。 ・行為に係る工事期間中は、工事用の塀等により周辺から遮へいすること。 	勧告対象							
	位 置	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物等は、幹線道路の路肩や隣地との境界線からできる限り離れた位置とし、隣地との間に空間を確保すること。 	勧告対象							
	規 模	<ul style="list-style-type: none"> ・電柱及び送電塔等は、高さをできる限り低く抑えること。 ・久松山の眺望を阻害せず、かつ、周辺の景観から著しく突出した印象を与えない規模とすること。 	勧告対象							
	外 観	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物等は背景となる久松山及びその周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。 ・壁面設備、屋上設備等は、露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には、建築物等の本体及び周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とすること。 ・屋根は適度な勾配と軒出を有すること。 ・大規模な平滑面が生じないよう、壁面の処理に配慮すること。 	勧告対象							
	色 彩	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観と調和した色彩とすること。 ・異なった色彩を使用する場合は、その数を最小限とすること。 ・外観のベースカラーは、次のとおりとすること。ただし、歴史的又は文化的な事由により、当該色相以外の色彩の使用が社会通念上認められている場合は、この限りでない。 <table border="1"> <tr> <td>有彩色の色相</td><td>彩 度</td></tr> <tr> <td>0. 1R~10R</td><td>4 以下</td></tr> <tr> <td>0. 1YR~5Y</td><td>3 以下</td></tr> <tr> <td>上記以外の色相</td><td>2 以下</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・送電塔等については、展望地等からこれを眺望したときの背景が空となる場合にあっては明度 6 以上 8 以下の無彩色とし、それ以外の場合にあっては明度 4 以上 5 以下の無彩色とすること。 ・ただし、他の法令の規定により、それら以外の色によることとされる場合は、この限りでない。 	有彩色の色相	彩 度	0. 1R~10R	4 以下	0. 1YR~5Y	3 以下	上記以外の色相	2 以下
有彩色の色相	彩 度									
0. 1R~10R	4 以下									
0. 1YR~5Y	3 以下									
上記以外の色相	2 以下									
素 材	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観との調和に配慮した素材を使用すること。 ・地域の風土に合った自然素材(木、土、石等)の活用に努めること。 ・外壁等の材質は、耐久性に優れ、維持管理の容易なものとすること。 	勧告対象								
緑 化	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地面積(建築物の建築面積及び工作物の建築面積を除く。)の 3 % 以上を緑化すること。 ・緑化にあたっては、自然植生の活用、季節感の醸成等に配慮するとともに、建築物等が周辺に与える圧迫感を和らげるよう、その高さを勘案して樹木を選び、植栽位置を考慮すること。 	勧告対象								

■久松山山系景観形成重点区域における行為の制限 (2/2)

対象行為	項目	基 準	備 考							
開発行為及び土地の開墾その他 の土地の形質の 変更(土石の採取 及び鉱物の掘採 を除く。)	位 置	・急斜面は避けること。	勧告対象							
	変 更 後 の形狀	<ul style="list-style-type: none"> ・長大な法面又は擁壁が必要とならないようにすること。ただし、やむを得ない場合には、次のようにすること。 <ul style="list-style-type: none"> ① 法面は緑化可能な勾配とすること。 ② 擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。 ・土地の不整形な分割又は細分化は避けること。 ・既存の自然地形を活かし、周辺の地形と調和させること。 	勧告対象							
	緑 化	・法面及び擁壁もできる限り緑化すること。	勧告対象							
土石の採取又は 鉱物の掘採	方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・展望地等から採取又は掘採の場所ができる限り見えない方法で行うこと。 ・長大な法面又は擁壁が必要とならない方法で行うこと。ただし、やむを得ない場合には、次のようにすること。 <ul style="list-style-type: none"> ① 法面は緑化可能な勾配とすること。 ② 擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。 	勧告対象							
	遮へい	・展望地等から採取又は掘採の場所ができる限り見えないように、周囲に植栽を設置すること。	勧告対象							
	緑 化	・採取又は掘採を終了した場所から、速やかに緑化を行うこと。	勧告対象							
木竹の伐採	方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の高木、樹姿の優れた樹木並びに道路及び隣接地との境界付近に存する樹林は、伐採しないこと。 ・幹周り 1.5m以上(地上 1.5m部分)の良好な樹木及び良好な植生を有する 10 m²以上の樹木群を保存すること。 	勧告対象							
	緑 化	・伐採後は、速やかに緑化を行うこと。	勧告対象							
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件のたい積	方 法	・物件を積み上げる場合は、できる限り低い高さで整然とを行い、道路及び隣接地との境界線から十分間隔とすること。	勧告対象							
	遮へい	<ul style="list-style-type: none"> ・展望地等からたい積されている物件が見えないよう遮へいすること。 ・遮へいは、植栽その他周辺と調和する方法により行うこと。 ・屏、さく等(高さ 3 m以下のもの)により遮へいを行う場合、そのベースカラーは次のとおりとすること。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>有彩色の色相</td> <td>彩 度</td> </tr> <tr> <td>0.1R～10R</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR～5Y</td> <td>3 以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2 以下</td> </tr> </table>	有彩色の色相	彩 度	0.1R～10R	4 以下	0.1YR～5Y	3 以下	上記以外の色相	2 以下
有彩色の色相	彩 度									
0.1R～10R	4 以下									
0.1YR～5Y	3 以下									
上記以外の色相	2 以下									
水面の埋立て 又は干拓	変 更 後 の形狀	・埋立て又は干拓にあたって、護岸、堤防等は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。	勧告対象							
特定照明	方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の対象物を照射するものであること。 ・対象物以外への照射は最小限とし、光源の照射角度を下げる、光源等にカバーやルーバーを設置する等により、周辺や上空へ光が漏れるのを防止すること。 	勧告対象							

(2) 湖山池景観形成重点区域

■湖山池景観形成重点区域における行為の制限 (1/2)

対象行為	項目	基 準	備 考							
共通事項	位 置	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な景観の形成上重要な山地、海岸、河川、湖沼、歴史的遺産、街なみ等に対する周辺並びに展望地等からの眺望を妨げない位置とすること。 ・道路等に敷地が接する場合には、その境界線からできる限り後退した位置とすること。 ・尾根の近くにおいては、稜線を乱さないよう、できる限り低い位置で高さを抑えて行うこと。 ・敷地内に良好な景観を形成している建築物等並びに樹木及び樹林がある場合には、その現状をできる限り変えない位置とすること。 	勧告対象							
	規 模	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観にできる限り影響を与えない規模とすること。 	勧告対象							
	緑化等	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化は、できる限り多く速やかに行うこと。 ・植栽については、周辺の既存の植生と調和したものとすること。 ・行為に係る工事期間中は、工事用の塀等により周辺から遮へいすること。 	勧告対象							
建築物の新築、増築、改築、移転又は外観を変更する修繕、模様替、色彩の変更 又は 工作物の新設、増築、改築、移転又は外観を変更する修繕、模様替、色彩の変更	位 置	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物等は、幹線道路の路肩や隣地との境界線からできる限り離れた位置とし、隣地との間に空間を確保すること。 	勧告対象							
	規 模	<ul style="list-style-type: none"> ・電柱及び送電塔等は、高さをできる限り低く抑えること。 ・湖山池の眺望を阻害せず、かつ、周辺の景観から著しく突出した印象を与えない規模とすること。 	勧告対象							
	外 観	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物等は背景となる湖山池及びその周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。 ・壁面設備、屋上設備等は、露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には、建築物等の本体及び周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とすること。 ・屋根は適度な勾配と軒出を有すること。 ・大規模な平滑面が生じないよう、壁面の処理に配慮すること。 	勧告対象							
	色 彩	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観と調和した色彩とすること。 ・異なった色彩を使用する場合は、その数を最小限とすること。 ・外観のベースカラーは、次のとおりとすること。ただし、歴史的又は文化的な事由により、当該色相以外の色彩の使用が社会通念上認められている場合は、この限りでない。 <table border="1"> <tr> <td>有彩色の色相</td><td>彩 度</td></tr> <tr> <td>0. 1R~10R</td><td>4 以下</td></tr> <tr> <td>0. 1YR~5Y</td><td>3 以下</td></tr> <tr> <td>上記以外の色相</td><td>2 以下</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・送電塔等については、展望地等からこれを眺望したときの背景が空となる場合にあっては明度 6 以上 8 以下の無彩色とし、それ以外の場合にあっては明度 4 以上 5 以下の無彩色とすること。 ・ただし、他の法令の規定により、それら以外の色によることとされる場合は、この限りでない。 	有彩色の色相	彩 度	0. 1R~10R	4 以下	0. 1YR~5Y	3 以下	上記以外の色相	2 以下
有彩色の色相	彩 度									
0. 1R~10R	4 以下									
0. 1YR~5Y	3 以下									
上記以外の色相	2 以下									
素 材	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観との調和に配慮した素材を使用すること。 ・地域の風土に合った自然素材(木、土、石等)の活用に努めること。 ・外壁等の材質は、耐久性に優れ、維持管理の容易なものとすること。 	勧告対象								
緑 化	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地面積(建築物の建築面積及び工作物の建築面積を除く。)の 3 % 以上を緑化すること。 ・緑化にあたっては、自然植生の活用、季節感の醸成等に配慮するとともに、建築物等が周辺に与える圧迫感を和らげるよう、その高さを勘案して樹木を選び、植栽位置を考慮すること。 	勧告対象								

■湖山池景観形成重点区域における行為の制限 (2/2)

対象行為	項目	基 準	備 考							
開発行為及び土地の開墾その他 の土地の形質の 変更(土石の採取 及び鉱物の掘採 を除く。)	位 置	・急斜面は避けること。	勧告対象							
	変 更 後 の形狀	<ul style="list-style-type: none"> ・長大な法面又は擁壁が必要とならないようにすること。ただし、やむを得ない場合には、次のようにすること。 <ul style="list-style-type: none"> ① 法面は緑化可能な勾配とすること。 ② 擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。 ・土地の不整形な分割又は細分化は避けること。 ・既存の自然地形を活かし、周辺の地形と調和させること。 	勧告対象							
	緑 化	・法面及び擁壁もできる限り緑化すること。	勧告対象							
土石の採取又は 鉱物の掘採	方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・展望地等から採取又は掘採の場所ができる限り見えない方法で行うこと。 ・長大な法面又は擁壁が必要とならない方法で行うこと。ただし、やむを得ない場合には、次のようにすること。 <ul style="list-style-type: none"> ① 法面は緑化可能な勾配とすること。 ② 擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。 	勧告対象							
	遮へい	・展望地等から採取又は掘採の場所ができる限り見えないよう、周囲に植栽を設置すること。	勧告対象							
	緑 化	・採取又は掘採を終了した場所から、速やかに緑化を行うこと。	勧告対象							
木竹の伐採	方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の高木、樹姿の優れた樹木並びに道路及び隣接地との境界付近に存する樹林は、伐採しないこと。 ・幹周り 1.5m以上(地上 1.5m部分)の良好な樹木及び良好な植生を有する 10 m²以上の樹木群を保存すること。 	勧告対象							
	緑 化	・伐採後は、速やかに緑化を行うこと。	勧告対象							
屋外における土 石、廃棄物、再生 資源その他の物 件のたい積	方 法	・物件を積み上げる場合は、できる限り低い高さで整然とを行い、道路及び隣接地との境界線から十分間隔とすること。	勧告対象							
	遮へい	<ul style="list-style-type: none"> ・展望地等からたい積されている物件が見えないよう遮へいすること。 ・遮へいは、植栽その他周辺と調和する方法により行うこと。 ・屏、さく等(高さ 3 m以下のもの)により遮へいを行う場合、そのベースカラーは次のとおりとすること。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>有彩色の色相</td> <td>彩 度</td> </tr> <tr> <td>0.1R～10R</td> <td>4 以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR～5Y</td> <td>3 以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2 以下</td> </tr> </table>	有彩色の色相	彩 度	0.1R～10R	4 以下	0.1YR～5Y	3 以下	上記以外の色相	2 以下
有彩色の色相	彩 度									
0.1R～10R	4 以下									
0.1YR～5Y	3 以下									
上記以外の色相	2 以下									
水面の埋立て 又は干拓	変 更 後 の形狀	・埋立て又は干拓にあたって、護岸、堤防等は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。	勧告対象							
特定照明	方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の対象物を照射するものであること。 ・対象物以外への照射は最小限とし、光源の照射角度を下げる、光源等にカバーやルーバーを設置する等により、周辺や上空へ光が漏れるのを防止すること。 	勧告対象							

(3) 因幡白兎景観形成重点区域

■因幡白兎景観形成重点区域における行為の制限 (1/3)

対象行為	項目	基 準	備 考
共通事項	位 置	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な景観の形成上重要な山地、海岸、河川、湖沼、歴史的遺産、街なみ等に対する周辺並びに展望地等からの眺望を妨げない位置とすること。 ・道路等に敷地が接する場合には、その境界線からできる限り後退した位置とすること。 ・既存の自然地形を生かすことができる位置とし、稜線や斜面上部では行わないこと。 ・敷地内に良好な景観を形成している建築物等並びに樹木及び樹林がある場合には、その現状をできる限り変えない位置とすること。 	勧告対象
	規 模	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観にできる限り影響を与えない規模とすること。 	勧告対象
	緑化等	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化は、できる限り多く速やかに行うこと。 ・植栽については、周辺の既存の植生と調和したものとすること。 ・行為に係る工事期間中は、工事用の塀等により周辺から遮へいすること。 	勧告対象
建築物の新築、増築、改築、移転又は外観を変更する修繕、模様替、色彩の変更 又は 工作物の新設、増築、改築、移転又は外観を変更する修繕、模様替、色彩の変更	位 置	<ul style="list-style-type: none"> ・国道9号からの日本海への眺望をできる限り妨げないよう配慮した位置とすること。 ・道路等に敷地が接する場合には、その境界線からできる限り後退した位置とすること。 ・建築物等(専ら自己の居住の用に供する一戸建住宅及びこれらの建築物と用途上不可分の関係にある建築物並びに農林業を営むたために必要な建築物(以下「住宅等」という。)並びに国道9号に隣接して設ける以外にその目的を達成することができないと認められる広告板、塀等を除く。)の敷地が国道9号に接する場合には、その路肩から5m以上後退した位置とするよう努めること。ただし、敷地上の制約からそれが困難な場合はできる限り後退させ、緑化等による修景に努めること。 ・既存の自然地形をできる限り生かすことができるような位置とし、稜線や斜面上部への配置はできる限り避けること。 ・敷地内に良好な景観を形成している樹木、樹林、建築物等がある場合には、その現状をできる限り変えない位置とすること。 ・住宅等は、隣地との境界からできる限り離れた位置とし、隣地との間に空間を確保するよう配慮すること。 ・国道9号の北側にあっては、住宅等以外の建築物は、隣地との境界から5m以上離れた位置とするよう努めること。 ・営業用広告物の設置はその営業敷地内に限るものとする。 ・電柱及び送電塔等は、できる限り日本海の眺望の妨げになる場所には設置しないこと。 	勧告対象
	規 模	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観にできる限り影響を与えない規模とすること。 ・広告塔及び広告板は、大きさ及び設置数を必要最小限にとどめること。 ・電柱及び送電塔等は、高さをできる限り低くすること。 	勧告対象

■因幡白兎景観形成重点区域における行為の制限（2/3）

対象行為	項目	基 準	備 考							
建築物の新築、増築、改築、移転又は外観を変更する修繕、模様替、色彩の変更 又は 工作物の新設、増築、改築、移転又は外観を変更する修繕、模様替、色彩の変更	外 観	<ul style="list-style-type: none"> 建築物等は周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。 壁面設備、屋上設備等は、露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には、建築物等の本体及び周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とすること。 周辺の建築物の多くが入母屋、切妻等の形態の屋根をもった地区又は周辺に山稜又は樹林がある地区にあっては、屋根は適度な勾配と軒出を有すること。 大規模な平滑面が生じないよう、壁面の処理に配慮すること。 複数の建築物等を設ける場合には、それらの間の調和に配慮すること。 	勧告対象							
	色 彩	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観と調和した色彩とすること。 異なった色彩を使用する場合は、その数を最小限に抑えること。 外観のベースカラーは、次のとおりとすること。ただし、歴史的又は文化的な事由により、当該色相以外の色彩の使用が社会通念上認められている場合は、この限りでない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>有彩色の色相</th><th>彩 度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R～10R</td><td>2 以下</td></tr> <tr> <td>0.1YR～5Y</td><td>4 以下</td></tr> <tr> <td>上記以外の色相</td><td>2 以下</td></tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 送電塔等については、展望地等からこれを眺望したときの背景が空となる場合にあっては明度 6 以上 8 以下の無彩色とし、それ以外の場合にあっては明度 4 以上 5 以下の無彩色とすること。 ただし、他の法令の規定により、それら以外の色によることとされる場合は、この限りでない。 	有彩色の色相	彩 度	0.1R～10R	2 以下	0.1YR～5Y	4 以下	上記以外の色相	2 以下
有彩色の色相	彩 度									
0.1R～10R	2 以下									
0.1YR～5Y	4 以下									
上記以外の色相	2 以下									
素 材	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観との調和に配慮した素材を使用すること。 地域の風土に合った自然素材（木、土、石等）の活用に努めること。 外壁等の材質は、耐久性に優れ、維持管理の容易なものとすること。 	勧告対象								
緑 化	<ul style="list-style-type: none"> 敷地面積（建築物の建築面積及び工作物の築造面積を除く。）の 3 % 以上を緑化すること。 緑化にあたっては、自然植生の活用、季節感の醸成等に配慮するとともに、建築物等が周辺に与える圧迫感を和らげるよう、その高さを勘案して樹木を選び、植栽位置を考慮すること。 	勧告対象								

■因幡白兎景観形成重点区域における行為の制限 (3/3)

対象行為	項目	基 準	備 考							
開発行為及び土地の開墾その他の土地の形質の変更(土石の採取及び鉱物の掘採を除く。)	位 置	・急斜面は避けること。	勧告対象							
	変 更 後 の 形 状	<ul style="list-style-type: none"> ・長大な法面又は擁壁が必要とならないようにすること。ただし、やむを得ない場合には、次のようにすること。 <ul style="list-style-type: none"> ① 法面は緑化可能な勾配とすること。 ② 擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。 ・土地の不整形な分割又は細分化は避けること。 ・既存の自然地形を活かし、周辺の地形と調和させること。 	勧告対象							
	緑 化	・法面及び擁壁もできる限り緑化すること。	勧告対象							
土石の採取又は鉱物の掘採	方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・展望地等から採取又は掘採の場所ができる限り見えない方法で行うこと。 ・長大な法面又は擁壁が必要とならない方法で行うこと。ただし、やむを得ない場合には、次のようにすること。 <ul style="list-style-type: none"> ① 法面は緑化可能な勾配とすること。 ② 擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。 	勧告対象							
	遮へい	・展望地等から採取又は掘採の場所ができる限り見えないよう、周囲に植栽を設置すること。	勧告対象							
	緑 化	・採取又は掘採を終了した場所から、速やかに緑化を行うこと。	勧告対象							
木竹の伐採	方 法	・既存の高木、樹姿の優れた樹木並びに道路及び隣接地との境界付近に存する樹林は、伐採しないこと。	勧告対象							
	緑 化	・伐採後は、速やかに緑化を行うこと。	勧告対象							
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件のたい積	方 法	・物件を積み上げる場合は、できる限り低い高さで整然と行い、道路及び隣接地との境界線から十分間隔とすること。	勧告対象							
	遮へい	<ul style="list-style-type: none"> ・展望地等からたい積されている物件が見えないよう遮へいすること。 ・遮へいは、植栽その他周辺と調和する方法により行うこと。 ・塀、さく等（高さ3m以下のもの）により遮へいを行う場合、そのベースカラーは次のとおりとすること。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>有彩色の色相</td> <td>彩 度</td> </tr> <tr> <td>0.1R～10R</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR～5Y</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2以下</td> </tr> </table>	有彩色の色相	彩 度	0.1R～10R	2以下	0.1YR～5Y	4以下	上記以外の色相	2以下
有彩色の色相	彩 度									
0.1R～10R	2以下									
0.1YR～5Y	4以下									
上記以外の色相	2以下									
水面の埋立て又は干拓	変 更 後 の 形 状	・埋立て又は干拓にあたって、護岸、堤防等は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。	勧告対象							
特定照明	方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の対象物を照射するものであること。 ・対象物以外への照射は最小限とし、光源の照射角度を下げる、光源等にカバーやルーバーを設置する等により、周辺や上空へ光が漏れるのを防止すること。 	勧告対象							

(4) 鹿野城下町景観形成重点区域

■鹿野城下町景観形成重点区域における行為の制限 (1/3)

対象行為	項目	基 準	備 考
共通事項	位 置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 良好的な景観の形成上重要な山地、海岸、河川、湖沼、歴史的遺産、街なみ等に対する周辺並びに展望地等からの眺望を妨げない位置とすること。 ・ 道路等に敷地が接する場合には、その境界線からできる限り後退した位置とすること。 ・ 尾根の近くにおいては、稜線を乱さないよう、できる限り低い位置で高さを抑えて行うこと。 ・ 敷地内に良好な景観を形成している建築物等並びに樹木及び樹林がある場合には、その現状をできる限り変えない位置とすること。 ・ 壁面線は極力道路面と合わせ、両隣等周囲の建物とあわせること。道路面より後ろに下げて家屋等を建築する場合には、極力道路面のスペースを塀・生け垣等で隠ぺいすること。 	勧告対象
	規 模	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺の景観にできる限り影響を与えない規模とすること。 	勧告対象
	緑化等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑化は、できる限り多く速やかに行うこと。 ・ 植栽については、周辺の既存の植生と調和したものとすること。 ・ 行為に係る工事期間中は、工事用の塀等により周辺から遮へいすること。 	勧告対象
建築物の新築、増築、改築、移転又は外観を変更する修繕、模様替、色彩の変更 又は工作物の新設、増築、改築、移転又は外観を変更する修繕、模様替、色彩の変更	外 観	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物は、和風を基本とすること。 ・ 屋根は、日本瓦葺とし、道路方向に流れる平入り切妻を基本とすること。また、屋根勾配及び軒高については極力周辺と統一すること。 ・ 周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。 ・ 壁面設備、屋上設備等は、露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には、建築物等の本体及び周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とすること。 ・ 看板等は木製を基本とするが、金属等を使用する場合には、周辺景観に調和する色彩とともに、スッキリとしたデザインとすること。 ・ 自販機、空調屋外機、電気計量器等は屋根及び囲い（木製）を設け、必要以上に目立たせないよう隠ぺいすること。 ・ 郵便受は、金属製（赤色の既製品）を廃止し、地区で統一されたものを極力工夫すること。 ・ 表札は金属製を廃止し、自然素材（石・木・竹等）を用い、形態等を工夫すること。 ・ 行灯は自然素材（石・木・竹等）を用い、地区で統一されたもので極力形態等を工夫すること。 	勧告対象

■鹿野城下町景観形成重点区域における行為の制限（2/3）

対象行為	項目	基 準	備 考																
建築物の新築、増築、改築、移転又は外観を変更する修繕、模様替、色彩の変更 又は工作物の新設、増築、改築、移転又は外観を変更する修繕、模様替、色彩の変更	色 彩	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観と調和に配慮した色彩とすること。 異なった色彩を使用する場合は、その数を最小限とすること。 外観のベースカラーは、次のとおりとすること。ただし、歴史的又は文化的な事由により、当該色相以外の色彩の使用が社会通念上認められている場合は、この限りでない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>有彩色の色相</th> <th>彩 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R~10R</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR~5Y</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 送電塔等については、展望地等からこれを眺望したときの背景が空となる場合にあっては明度6以上8以下の無彩色とし、それ以外の場合にあっては明度4以上5以下の無彩色とすること。 ただし、他の法令の規定により、それら以外の色によることとされる場合は、この限りでない。 屋根瓦の色は、次のとおりとすること。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>屋根瓦の色</th> <th>対象地区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>赤茶色</td> <td>上町・下町・立町・山根町・大工町</td> </tr> <tr> <td>銀黒色</td> <td>殿町</td> </tr> <tr> <td>黒・銀黒色</td> <td>鍛冶町・紺屋町</td> </tr> </tbody> </table>	有彩色の色相	彩 度	0.1R~10R	4以下	0.1YR~5Y	6以下	上記以外の色相	2以下	屋根瓦の色	対象地区	赤茶色	上町・下町・立町・山根町・大工町	銀黒色	殿町	黒・銀黒色	鍛冶町・紺屋町	変更(原状回復)命令対象
有彩色の色相	彩 度																		
0.1R~10R	4以下																		
0.1YR~5Y	6以下																		
上記以外の色相	2以下																		
屋根瓦の色	対象地区																		
赤茶色	上町・下町・立町・山根町・大工町																		
銀黒色	殿町																		
黒・銀黒色	鍛冶町・紺屋町																		
	素 材	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観との調和に配慮した素材を使用すること。 地域の風土に合った自然素材（木、土、石等）の活用に努めること。 外壁は、極力漆喰・板張等の自然素材を使用するとともに、現在使用されている金属板等は景観に配慮し、ペンキ等により目立たせないような工夫に努めること。 外壁等の材質は、耐久性に優れ、維持管理の容易なものとすること。 	勧告対象																
	緑 化	<ul style="list-style-type: none"> 敷地面積（建築物の建築面積及び工作物の築造面積を除く。）の3%以上を緑化すること。 緑化にあたっては、自然植生の活用、季節感の醸成等に配慮するとともに、建築物等が周辺に与える圧迫感を和らげるよう、その高さを勘案して樹木を選び、植栽位置を考慮すること。 敷地は、可能な限り植栽やプランター等で緑化を進めること。また、空き地や道路に面する駐車スペース等は、塀・生け垣等により隠ぺいするなどして、街なみの連続性の確保と景観向上に努めること。 	勧告対象																

■鹿野城下町景観形成重点区域における行為の制限（3/3）

対象行為	項目	基 準	備 考							
開発行為及び土地の開墾その他の土地の形質の変更(土石の採取及び鉱物の掘採を除く。)	変更後の形状	<ul style="list-style-type: none"> ・長大な法面又は擁壁が必要とならないようにすること。ただし、やむを得ない場合には、次のようにすること。 <ul style="list-style-type: none"> ① 法面は緑化可能な勾配とすること。 ② 擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。 ・土地の不整形な分割又は細分化は避けること。 	勧告対象							
土石の採取又は鉱物の掘採	方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・展望地等から採取又は掘採の場所ができる限り見えない方法で行うこと。 ・長大な法面又は擁壁が必要とならない方法で行うこと。ただし、やむを得ない場合には、次のようにすること。 <ul style="list-style-type: none"> ① 法面は緑化可能な勾配とすること。 ② 擁壁は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。 	勧告対象							
	遮へい	<ul style="list-style-type: none"> ・展望地等から採取又は掘採の場所ができる限り見えないよう、周囲に植栽を設置すること。 	勧告対象							
	緑 化	<ul style="list-style-type: none"> ・採取又は掘採を終了した場所から、速やかに緑化を行うこと。 	勧告対象							
木竹の伐採	方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の高木、樹姿の優れた樹木並びに道路及び隣接地との境界付近に存する樹林は、伐採しないこと。 	勧告対象							
	緑 化	<ul style="list-style-type: none"> ・伐採後は、速やかに緑化を行うこと。 	勧告対象							
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件のたい積	方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・物件を積み上げる場合は、できる限り低い高さで整然と行い、道路及び隣接地との境界線から十分間隔をとること。 	勧告対象							
	遮へい	<ul style="list-style-type: none"> ・展望地等からたい積されている物件が見えないよう遮へいすること。 ・遮へいは、植栽その他周辺と調和する方法により行うこと。 ・塀、さく等（高さ3m以下のもの）により遮へいを行う場合、そのベースカラーは次のとおりとすること。 <table border="1"> <tr> <td>有彩色の色相</td> <td>彩 度</td> </tr> <tr> <td>0.1R~10R</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR~5Y</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外の色相</td> <td>2以下</td> </tr> </table>	有彩色の色相	彩 度	0.1R~10R	4以下	0.1YR~5Y	6以下	上記以外の色相	2以下
有彩色の色相	彩 度									
0.1R~10R	4以下									
0.1YR~5Y	6以下									
上記以外の色相	2以下									
水面の埋立て又は干拓	変更後の形状	<ul style="list-style-type: none"> ・埋立て又は干拓にあたって、護岸、堤防等は、周辺の景観と調和した形態及び素材とすること。 	勧告対象							
特定照明	方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の対象物を照射するものであること。 ・対象物以外への照射は最小限とし、光源の照射角度を下げる、光源等にカバー やルーバーを設置する等により、周辺や上空へ光が漏れるのを防止すること。 	勧告対象							

7. 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

7-1. 景観重要建造物の指定の方針

〈景観重要建造物の指定の方針の考え方（景観法第8条第2項第4号関係）〉

◆具体的な指定については、景観形成条例に基づく景観形成審議会の意見を踏まえて指定していきます。

- ◇景観形成の方針に基づき、歴史的又は建築的に価値が高く、周辺地域の情景を特徴づける建造物のうち、景観計画区域の景観育成に資するものを指定する。
- ◇地域の自然、歴史、文化、生活等からみて、これらの特性が形として立ち現れたものである地域の景観上の特徴を、当該建造物の外観が有しているものであること。
- ◇景観形成・育成の観点から指定するものであり、当該建築物自体の歴史的価値や文化的価値を問うものではないこと。
- ◇歴史的な様式を継承した新しい建造物や新たな都市文化を創造することを望まれる地域におけるランドマークとなる建造物等についても積極的に対象とすること。
- ◇建造物の敷地、建造物周辺の燈籠、敷石、石垣、庭園等が当該建造物と一体となって良好な景観を形成している場合にあっては、それらを含め一体として対象とすること。
- ◇指定にあたっては、景観形成審議会及び建築等の専門家の意見を聞くものとする。

7-2. 景観重要樹木の指定の方針

〈景観重要樹木の指定の方針の考え方（景観法第8条第2項第4号関係）〉

◆具体的な指定については、景観形成条例に基づく景観形成審議会の意見を踏まえて指定していきます。

- ◇景観形成の方針に基づき、周辺地域の情景を特徴づける樹木のうち、景観計画区域の景観育成に資するものを指定する。
- ◇当該樹木が、地域の景観上の特徴を構成しているものであること。
- ◇景観形成・育成の観点から指定するものであり、当該樹木自体の歴史的価値や文化的価値を問うものではないこと。
- ◇新たな都市文化を創造することを望まれる地域におけるシンボルとなる樹木等についても積極的に対象とすること。
- ◇指定にあたっては、景観形成審議会及び造園等の専門家の意見を聞くものとする。

8. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

(景観法第8条第2項第5号イ)

屋外広告物は、その種類や設置場所等により、面積や高さなどが「鳥取県屋外広告物条例」により規制されてきました。屋外広告物はまちの賑わいを創出する一方、屋外広告物が氾濫すると、景観を阻害する原因にもなります。そこで、景観行政団体である本市において、屋外広告物は景観を構成する重要な要素と位置づけ、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する事項について定めることとします。

【定義】

屋外広告物とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。(屋外広告物法第2条より)

※定義にあてはまるものは、内容や営利・非営利の区分なく「屋外広告物」になります。屋外広告物は、いわゆる看板、はり紙、広告板と言われる「広告物」だけではなく、ネオンサイン、公共サインについても屋外広告物になるのです。

(1) 屋外広告物に関する基本的な考え方

屋外広告物は、情報を伝達するための手段に用いられ、街中の人人が集まる場所や、幹線道路沿い等の人通りが多い場所に集中して設置されます。また、他の広告物より目立とうとする傾向があり、多くの広告物が無秩序に設置されるという特徴もあります。本市においては、鳥取駅周辺、観光地周辺、主要幹線道路沿い、主要道路の交差点、大型ショッピングモール周辺等に広告物が集中する傾向があり、まちの賑わいを創出する一方、周辺の景観を阻害する原因にもなりかねません。本市における優れた都市景観の形成及び自然景観との調和を図っていくために、本市の景観形成の方針に基づき、屋外広告物の表示や設置を規制・誘導していきます。

(2) 行為の制限に関する基本的な方針

屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限については、現行の鳥取県屋外広告物条例の基準を踏襲しつつ、「鳥取市屋外広告物条例」を制定し、今後は地域特性を踏まえた制限としていくため、「鳥取市屋外広告物条例」を、以下の方針により定めます。

I. 屋外広告物の表示及び掲出物件を設置する位置について

屋外広告物を表示及び掲出物件を設置する位置については、良好な景観の形成及び公衆に対する危害を防止するために、一定の制限事項を定めます。

- ① 地域の景観特性を踏まえて、禁止地域、制限地域等の屋外広告物が規制される地域等を規定します。
- ② 道路交通及び歩行者の安全性を確保できる位置とします。

II. 屋外広告物の表示及び掲出物件の形状、面積、色彩、意匠について

屋外広告物は、情報を伝達する手段として使われることから、他の広告物より目立とうとする傾向が大きく、また、企業のコーポレートカラーなどを使った全国的に統一した表示をする事業者も多いことから、周辺の景観への配慮がなく、無秩序に屋外広告物が設置される傾向がある。良好な景観形成を図るために、地域の景観特性を踏まえた形状、面積、色彩等が必要であり、一定の制限事項を定めます。

- ① 地域の景観特性及び土地利用の状況に応じた基準とします。
- ② 屋外広告物の表示面積、設置個数、高さ等について、過剰な表示及び設置とならない基準とします。
- ③ 表示に利用する色彩については、周囲の景観に調和した基準とします。

(配慮事項として)

- ◇ 建築物・工作物と一緒に意匠・色彩となるように工夫した表示及び設置に努めること。
- ◇ ネオンサイン等の照明広告については、光害の防止に努めるとともに、夜間景観にも配慮すること。

III. 公共団体等が表示及び設置する屋外広告物について

- ① 公共サインについては、「鳥取市公共サインガイドライン」に則り、地域特性を踏まえた良好な景観形成に寄与するような表示及び設置とします。
- ② 公共団体等が表示及び設置する屋外広告物についても、手続的制限を設け、「鳥取市公共サインガイドライン」との整合性を審査します。

(3) その他屋外広告物に関する事項について

屋外広告物に関してその他以下のとおり施策を推進します。

I. 市民との協働によるルール作りについて

- ① 住民主体の景観づくりが先行している地域においては、広告物協定地区制度を設け、地域住民の自主的なルール作りを積極的に推進する。なお、景観法による景観協定については、屋外広告物のほか、建築物のデザイン等、総合的な地域のルールを定めることができることから積極的に活用する。
- ② 屋外広告物について、きめ細やかな制限をする必要がある地域においては、都市計画法による景観地区や地区計画等、屋外広告物の規制方法についても積極的に検討します。

II. その他

- ① 電柱等には、闇金融のはり紙が貼られることが多く、良好な景観を阻害するだけではなく、表示内容によっては風紀を乱す要因となります。簡易除却制度を活用し、違反簡易広告物の除却を推進します。

9. 景観形成条例改正案の要旨

(1) 目的・方針等

鳥取市らしい良好な景観の形成を進めていくための目的や基本方針を規定するものとします。

(2) 各主体の責務

市の責務の他、市民・事業者などの景観形成に関わるそれぞれの主体の役割・責務を規定するものとします。

(3) 景観計画

景観計画策定の手続きや住民等による提案に関する事項を規定するものとします。

特に、重点的に景観の形成・育成を図る必要がある地区は「景観形成重点区域」として指定することができるものとします。

(4) 景観法に基づく行為の規制等

建築物・工作物の新築・改築等における届出対象や規制内容について規定するものとします。

届出対象は、基本的に建築面積(建築面積)1,000m²を超える又は高さ13mを超える建築物・工作物とします（景観形成重点区域を除く。）。また、勧告に従わなかった場合には、景観審議会の意見を聴いたうえで、公表することとします。さらに、建築物・工作物の色彩が、制限に適合しないことによって良好な景観の形成に支障が生じる場合、当該行為に対して変更命令(原状回復)の措置をとることができるものとします。

(5) 良好な景観づくりに対する支援等

良好な景観づくりを行う団体の認定や活動への支援・助成、表彰等について規定するものとします。

10. 適用

①本計画第6. 行為の制限に関する事項は、平成20年10月1日以降に着手する行為から適用する。

②本計画第8. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項は、平成24年　月　日以降に適用する。